

第五十回国会  
衆議院

日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録 第十号

昭和四十年十一月五日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 安藤 覺君

理事 木村 武雄君

理事 長谷川四郎君

理事 小林 進君

理事 松本 七郎君

理事 愛知 探一君

荒木萬壽夫君

井原 岸高君

江崎 真澄君

金子 岩三君

小坂善太郎君

田澤 吉郎君

田中 六助君

中川 俊思君

濱野 清吾君

藤枝 泉介君

増田甲子七君

毛利 松平君

赤路 友藏君

石橋 政嗣君

戸叶 里子君

橋崎弥之助君

穂積 七郎君

森本 靖君

横路 節雄君

春日 一幸君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 石井光次郎君

外務大臣 椎名悦三郎君

大藏大臣 福田 赳夫君

農林大臣 坂田 英一君

出席政府委員

運輸大臣 中村 寅太君

郵政大臣 中村 寅太君

建設大臣 瀬戸山三男君

國務大臣 永山 忠則君

國務大臣 福田 篤泰君

國務大臣 松野 頼三君

内閣官房長官 橋本登美三郎君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

警察庁警備局長 秦野 章君

警視總監 高辻 正巳君

行政管理政務次官 中山 榮一君

防衛政務次官 井村 重雄君

防衛官房長官 海原 治君

防衛庁参事官 島田 豊君

防衛庁参事官 穴戸 基男君

防衛庁参事官 山本 利壽君

法務政務次官 山本 利壽君

検事(民事局長) 新谷 正夫君

法務事務官 八木 正男君

(入国管理局長) 正示啓次郎君

外務政務次官 後宮 虎郎君

外務事務官 安川 壯君

(北米局長) 西山 昭君

外務事務官 藤崎 萬里君

(条約局長) 星 文七君

外務事務官 文七君

(國際連合局長) 大蔵事務官 岩尾 一君

の設定に関する法律案(内閣提出第一号)

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済

協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第

二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する

措置に関する法律案(内閣提出第二号)

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び

待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の

実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出第三

号)

○安藤委員長 これより会議を開きます。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条

約等の締結について承認を求めるの件、日本国と

大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う

同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関す

る法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並

びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の

協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対

する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓

民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大

韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別

法案、右各件を一括して議題といたします。

質疑を行ないます。石橋政嗣君。

○石橋委員 前回三点ばかりについて質問をいた

したあと、不当な中断を受けたわけでございます

が、引き続きいろいろとお尋ねをいたしたいと思

います。

問題は、まず無効となる条約、協定、議定書と

いったようなものが何件あるか、そのおもなもの

のとおもにお答えを願いたいわけです。

○椎名國務大臣 この前申し上げたのは、併合条

約、それから併合以前の諸条約でそれぞれの規定

に従って目的を達成して効力を失ったもの、こう

述べたのでありますが、その具体的な条約の名前

をあげるといってお話でございますから、これは政

府当局からお答えいたします。(「待て待て」と呼び、その他発言する者あり) 政府委員から申し上げます。

○藤崎政府委員 一九四八年八月十五日に失効するのは、併合条約一件だけでございます。それ以前の、併合以前の条約は、それぞれ併合の際に失効してしまつておるわけでございます。

○石橋委員 私たちの理解では、そういうふうには思えないわけです。かりにそういう理屈があるかもしれないけれども、少なくとも無効となるのは一件だけだということはないと思ひます。その以前の分も全部含めて、それでは何件あるか、お答えを願ひたい。

○藤崎政府委員 日韓併合の際に失効いたしましたのは五十二件、この独立のときに失効いたしましたのは、併合条約一件のみでございます。

○石橋委員 この問題は、ほかの点に關連をいたしました意味においてお尋ねをしたわけですから、非常にあいまいでございまして、質問を次に移したいのでございますが、總理にお尋ねしたいのですが、いまの代表的な一九四八年八月十五日に効力を失うと指摘されております併合に關する条約、これは對等の立場で自主的に締結されたものであるというふうにお考えになつておられるかどうか、この点についてお答えを願ひます。

○佐藤内閣總理大臣 對等の立場で、また自由意思でこの条約が締結された、かように思つております。

○石橋委員 そこに問題があるのです。總理は、今回のこの審議を通じて、盛んに隣国との友好關係の確立、善隣友好ということを説かれております。しかし、いまお尋ねをいたしましたこの併合条約が對等の立場で自主的に結ばれておるといふような意識の中から、眞の善隣友好などというものは私は確立できないと思ひます。いつから条約が無効になるのかというふうなことは、非常に事務的なもののような印象を受けます。しかし、韓国側があれば非常にきびしく、最初からなかったものだという主張をするその裏にある国民感情というものを理解できないで、どうして善隣友好を説くことができるかと私は言ひたいのです。あなたはいま對等の立場で結ばれた条約だとおっしゃいましたが、當時のいきさつがいろいろなものに出てきておりますから、私、その中で、特に伊藤博文特派大使が當時の韓国の皇帝と会いましたときの會議を日本の天皇陛下に報告するといふ形で残してありますものをちよつと読んでみたいと思ひます。これは外務省編さんの日本外交文書第三十八巻に載つておるものです。最初のほうは省略いたします、文書でお配りいたしますから。

以上のごとく陛下の哀訴的情実談はほとんど幾回となく繰り返され、底止するところを知らず。大使はついにそのあまりに冗長にわたることを避け

次のように言つております。

大使 本案は帝國政府が種々考慮を重ねるもはや寸毫も交通の余地なき確定案にして……今日の要は、ただ陛下の御決意いかん存ず。これを御承諾あるとも、またあるいはお拒みあるともごかつたりといえども、もしお拒み相ならんか、帝國政府はすでに決心するところあり。その結果は那邊に達すべきか。けだし貴国の地位はこの条約を締結するより以上の困難なる境遇に墜し、一そう不利益なる結果を覚悟せられざるべからず。

陛下 朕といえどもあにその理を知らざらんや。しかりといえども事重大に属す。朕いまみづからこれを裁決することを得ず。朕が政府臣僚に諮詢し、また一般人民の意向をも察する要あり。

大使 一般人民の意向を察する云々のごさたに至つては奇怪千万と存ず。……人民の意向云々とあるは、これ人民を扇動し、日本の提案に反抗を試みんとのおぼしめしと推せらる。これ容易ならざる責任を陛下みづからとらせらるるに至らんことをおぼす。何となれば貴国の人民の幼稚なる、もとより外交のことに暗く、世界の

大勢を知る道理なし。はたしてしからば、ただこれをしていたずらに日本に反対せしめんとするにすぎず。昨今儒生のやからを扇動して秘密に反対運動をなさしめつつありとのことは、つとにわが軍隊の探知したところなり。

これはほんの一部分であります。全文ここに持つておきますけれども……

こういうような態度で韓国の皇帝に迫つて、そうして締結した条約、そういう条約を、對等の立場で自主的に結んだんだというふうな意識では、これはどうしたつて善隣友好などというものを確立することはできないといふことを言ひたいので

聞くとところによりますと、昨日自民党の方が呼ばれた参考人の方は、今度の日韓會議を、こういふたとてで評したものであります。すなわち、押し売りの暴力団が玄關先にすり込んだ、そのときに對処する方法は三つしかない、一つは、一つは、こちらにも暴力を用いて力でやつつける、第三は、金一封を包んでお引き取り願ふ、この三つしかない、今度の日韓會議の妥結は、第三の金一封の道を選んだんだ、これで李ラインのほうはお引き取り願つたけれども、竹島はいまだに居残つておる、こういう表現を用いたことを私聞きました。このような考え方を持つておる賛成論、韓国のほうで聞いたら何と思ひますか。私は、自

民党の中からこのような考え方に對して一言たしなめることがあつてしかるべきだと思ひます。それもないといふことは、いまあなたの意識の中に、併合条約が對等であり、自主的に結ばれたものであるといふような、そういうものと一脈通するものがあるのです。私は非常に危険だと思ひます。もう一度御再考をお願いしたいと思ひます。

○佐藤内閣總理大臣 ただいま石橋君は御意見を交えてお尋ねでございしますが、私は、ただいま、善隣友好の關係を樹立したい、これは前向きでもこのことを解決したい、こういう気持ちでございま

す。ただいまの、過去を十分これも検討する、そのことが必要なことだ、これを私も全然必要でないとは思ひませんけれども、この過去をせんざくすることも、あまり過ぎますと、これから樹立していこうという将来に、私は、必ずしもあつさりした気持ちになかなかなりにくい、こういう点を十分考へていただきたい、かように思ひます。

○石橋委員 先ほども申し上げましたように、このいつから無効になるかといつたような問題が争われておる。向こうは、なかつたものと盛んに主張する。そのことばの裏には、いま私が申し上げたような心情がひそんでおるのです。これを理解することなくして、形だけ、いわば支配階級だけが御都合主義で握手をしても、善隣友好などというものは絶対に確立できないといふことを申し上げたいわけなんです。少なくとも、日本の国民と韓国の国民、全朝鮮の国民とが仲よくするといふことが、これがほんとうの善隣友好だと思ひます。そういう思想で今度の會議は進められておらないし、条約もそういうふうになつていないと私は思ひます。そのほんの一つの例として、いま私は明示したわけでありまして、しかし、このことは、これから先の質問の中でまた順次お尋ねをしたいと思ひます。

そこで、質問に入るわけでございますが、その前に外務大臣に確認をしておきたいことがござい

それは、新聞の報道によりますと、李外務部長官が十日ごろ、グエン・カオ・キ南ベトナム首相が十一日ごろ日本を訪問するといふことでございますが、事実でございませうか。

○椎名國務大臣 李外務部長官は、公務のために渡米する途次、飛行機の都合で日本に一時立ち寄るといふことになつております。それから、南ベトナムのカオ・キ首相は、所用のために韓国を訪れるその途次に日本に立ち寄る、こういうことになつております。

○石橋委員 グエン・カオ・キ南ベトナム首相の訪日については、後刻お尋ねをしたいと思ひま

す。

私がここでちよつと総理にお尋ねしておきたいと思ひますことは、実は、十日に韓国の李外務部長官が日本に来る、それまでにぜひこの条約諸案件を衆議院で通過させるのだ、参議院においていゆる自然成立を期するためにも、この李外相の訪日までに間に合わせるためにも、きょうあすじゅうにでもどうしても委員会を採決し、そして来週早々本会議を通す、こういうような意向を持っておられることを自民党の有力な人が言ったというわけがございしますが、総裁はそういうことを報告を受けておるか、あるいは指示をなさったことがあるか、このことだけ確認しておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまのお尋ねは、特に總裁というような名でございしましたが、私はかような点の相談も受けておりません。また、さような点についての指示もいたしておりません。誤解のないようにお願いしておきます。

○石橋委員 それでは、質問に入ります。

前回お尋ねいたしました点とつながりを持つわけでございますが、政府は、日本が韓国を承認したのは平和条約発効の日だと、こう申しました。この点について私は承服しておらないわけでありす。しかし、一応政府のその見解の立場に立つてお尋ねをしてみたいと思ひますが、そうしますと、昭和二十年八月十五日の日本降伏以前から日本に在住した朝鮮人は、いつまで日本の国籍を持っておったことになるわけですか。法務大臣にお尋ねいたします。

○石井内閣総務大臣 二十七年の平和条約発効のころに失つたと思ひます。

○石橋委員 非常に重要な問題でございすから、ころになんというところをおっしゃらずに、私が指摘いたしました日朝鮮人の方はいつまで日本の国籍を持っておったか、明確に年月日をひとつお示し願ひたいと思ひます。

○石井内閣総務大臣 平和条約発効の日が二十七年の四月二十八日でございますから、その日から日本

の国籍を失つたわけでございます。

○石橋委員 韓国の独立した日は一九四八年八月十五日、韓国を承認した日は一九五二年四月二十八日、しかもこの一九五二年四月二十八日の平和条約発効の日まで日本の国籍を持っておったという事になりますと、あなたの方のいゆる韓国というのは韓国だという立場をとりますならば、この間には二重国籍ということになりますか、お認めになりますか。

○石井内閣総務大臣 日本から見れば日本の国籍だけでございす。

○石橋委員 法務大臣、あなたはこの間ここで答弁されたことをよもやお忘れになっておられないと思ひます。従来、朝鮮と登録証に書いてある分も韓国と書いてある分も、これは単なる符号であり、用語であるという見解をとってきたが、この誤りに気がついて、韓国という部分については昭和二十六年から国籍とみなすとおっしゃったじゃありませんか。そうすると、二十六年から二十七年の間は韓国の国籍と日本の国籍と両方あなたはお認めになっておることになるじゃありませんか。

○石井内閣総務大臣 政府委員で答えましたさす。

○八木政府委員 法律上日本から見れば日本人でございす、事実上韓国の国籍があつたとすれば、二重国籍になります。

○石橋委員 これは、本会議におきまして総理大臣の答弁と石井法務大臣の答弁との食い違いが出てまいりまして、わがほうの横山委員から指摘があつて、統一見解として出されたものです。石井法務大臣が政府を代表して統一見解を述べられたのだ。それから発する疑義を私はただしてののだ。それが責任を持つて統一見解を出してののだに、いまさら、事務当局に聞かなければわからぬ、そんな無責任なことがございすか。やはりこれは総理か法務大臣から責任を持つてお答え願ひておきたいと思ひます。

○石井内閣総務大臣 ただいま私が答えましたよう

に、当時から日本国籍であつたわけでございます。それから、いまから振り返つてみますと、客観的に見ますと二つのものがあつたように見えるというところでございす。

○石橋委員 これは私は日本政府が見た場合と韓国から見た場合の違いを言つておるのじゃありません。登録証に書いてある韓国というの、日本側が、あなたの方の国籍とみなすとおっしゃつておるのです。そして、いま今度お尋ねしたから、一九五二年の平和条約の発効の日までは日本の国籍もあつたと言ひ。これも日本政府の見解。日本の政府の見解が二つに分かれておるじゃありませんか。韓国の言ひ分と日本の政府の言ひ分とが違ふならば、これはまだ問題を争うところがありすけれども、あなたの方の言つておることが矛盾しておるじゃありませんか。

○石井内閣総務大臣 それは分かれておりません。いま詳しく政府委員から説明します。

○石橋委員 分かれていないというからは、法務大臣自身がひとつ責任ある回答をしていただきたいと思ひます。

○新谷政府委員 お答えいたします。

平和条約の発効までは、朝鮮人は日本の国籍を持っておつたわけでございます。(発言する者あり)ただ、いま過去を振り返つて考えてみますと、すでに韓国の独立ということがございす。韓国側におきましてはそれを韓国人と扱つておつたという事実はわれわれとしては理解できるという趣旨で法務大臣は答えになったわけでございます。

○石橋委員 ただいま政府委員が何か不規則発言しておりました、聞き取れませんでした。その発言の上に立つてもつけこうでございすから、法務大臣が明確に政府を代表して統一見解の続きでやつてくだされ。

○石井内閣総務大臣 ただいまお答えしたとおりでございます。日本側は日本側として認め、韓国側は韓国側として認めたものを、そういう状態をわれわれは認めておるということを申し上げたのでございす。

でございます。

○石橋委員 日本が韓国の独立を承認し、韓国というものを承認したのは平和条約発効の日だ、それまでは日本の国籍を持っておつた、はつきりこれは間違いないのです。これが第一点。それじゃ確認します。間違いないのです。それから、この間の統一見解によりまして、従来韓国と書いてあると朝鮮と書いてあると、登録証に書かれておるものは単なる用語であり符号であつたにすぎなかつたが、今度は政府の統一見解としてこれは韓国の国籍とみなす、この間の間答弁されたことも、統一見解を示されたことも間違いないのです。——そうしますと、日本政府は二十六年から二十七年の間二つの国籍を認めたものがあつてくる。筋が通らぬじゃないですか。おかしいと思ひませんか。ここまで議論すれば総理も納得いくと思ひます。政府の統一見解ですから、それでは政府からお答え願ひます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまの国籍についてのいろいろの解釈のしかた、どうも石橋君と私も考え方と食い違つておるようですが、この点は法制局長官から説明をいたさせます。

○石橋委員 法律的なことはいまからお聞きします。この間政府の統一見解として法務大臣から明示されましたことについての矛盾を私は聞いておるのです。法律的なことは、私はいまから法務省の局長に聞きます。従来の答弁も全部引用しておひしします。どうしてもこれ以上総理大臣も法務大臣も答えられないというなら、私事務当局に質問します。あなたでなく担当者に。あなたは責任外だよ。出番じゃないよ。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま申しましたように、法制局長官から説明させますから、お聞き取りをいただきます。

○石橋委員 私はもう一べん外務省の事務当局に聞きます。条約局長に。

○高辻政府委員 私から一応お答え申し上げます。今回のいゆる統一見解の要旨について若干誤

解があるといけませんので、その要旨を繰り返して申し上げます。

この統一見解の要旨は、将来大韓民国に書きかえられるものは言うまでもありませんが、そればかりでなく、過去において韓国または大韓民国に書きかえられた記載につきましても、それが大韓民国の国籍を示すものと考へざるを得ないので、いわゆる書きかえ問題については、今後将来このように見地に立つて処理していこうというのがその趣旨でございます。このように見地をとったからといひましても、そのものが所屬国の間で持つその国籍そのものの効果に、別にその将来の取り扱いをきめたそのことによつて消長を及ぼすものではございませんし、また、このような見地に立つて事を処理することにするからと申しまして、過去における事務的取り扱いが当然に左右するものでもございせんし、また、このことによつて過去における事務的取り扱いがさかのぼつて変更されることになるものでもございせん。こゝの意味で、実は、この統一見解の内容には、御指摘のありますようなことが適及するといふような關係を生じない。いまだ表示されておりましたものの取り扱いを将来どういふふうにするか、その取り扱いをどうするかといふことについての考へ方、認識をどういふ認識でもつてやつていくかといふことでございまして、その者が過去における国籍がどうであつたかといふことは、それぞれの事實的な關係においてきまるものでございまして、つまり、統一見解の要旨によつてこれがさかのぼつてどういふものといふものではないものでございまして、

○石橋委員 私は、この国籍問題というものも、もう少し真剣に考へてやつてもらいたいと思ふ。在日朝鮮人の諸君が大きな関心を持つておるといふことをまず念頭に置いていただきたいと思います。あまりにも事務的に、これはつじつまを合わせさせればよいといふような考へ方を捨ててください。そこで、それでは法務省の事務当局にお尋ねします。

国籍法のような国際公法については、未承認国のものを受け付けるわけにはいかぬ、認めるわけにはいかぬ、この見解には変化はないでしようね。

○新谷政府委員 従来、法務省としましては、いまお話しのような見解に立つて国籍事務の取り扱いをいたしております。国家を承認しておらないのでございまして、したがつて、そういうものの国籍といふものも私どもとしては考へるわけにはいかない、こゝろ見地に立つて従来やつてまゐつております。

○石橋委員 その点からだけでもおかしいじゃないですか。私はこれは国際通念だと思ひますよ。法律のイロハだと思ふ。私のようにならうとしてもわかる。国際公法たる国籍法は、未承認国のものを認めるわけにはいかぬ、いまも再確認いたしました。日本が韓国を承認したのは、先ほどから御返事ございましたように、昭和二十七年四月二十八日、それ以前は、韓国は独立し、現にその国があつたにいたしまして、日本との關係においては未承認国です。その未承認国の戸籍の国内法に基づいて代表部がどのような証明をしようと、国際法からいって、それをどうも認めることはできないじゃありませんか。どうなんですか。

○新谷政府委員 確かに、国家を承認いたしますれば、その時点からその国家が承認国との關係におきまして存立することになりますし、また、その國を構成してゐる国民といふものも考へられるわけでございます。従来、事務の面で取り扱つておりましたのも、そういう国籍があるという取り扱いではございせん。先ほど法務大臣、法制局長官がお答へになりましたように、過去を振り返つていま考へれば、韓国といふものの独立があつて、在外国民登録制度といふものが実施されてきておる。そういういたしますと、私どもは認める認めないといふ問題とは別に、そういう客觀的な事實があつたではないかといふことがいま理解されるわけでございます。そこで、これから先の問題としては、韓国と書いてあるものにつ

いては、事實の国籍に合致するのであるから、これを国籍と見て、これからの措置はそういう扱いにしていこうといふだけでございまして、過去にさかのぼつていままでの扱いを全部国籍と認めてやるという趣旨では毛頭ございせん。

○石橋委員 少なくともあなたは法務省の民事局長、政府の中におきますいわば法律の番人です。そういう立場におる人がへ理屈を言つたのじゃ、韓国側と交渉したときに太刀打ちできないんですよ。この法的地位の交渉の祭に韓国側から矛盾をつかれておるじゃありませんか。そのときに日本の役人はべしやんこになつたといふことを国会で言つていただきますよ。侮辱した発言をしておりますよ。もう少し權威を持つて對外的な折衝をやつていただきたい。国籍法といふものは承認国のものではないならば、それでは、在日朝鮮人の中で、おれは国籍の欄に朝鮮民主主義人民共和国と書いてくれ、こゝろ要求をしてきたらどういたします。受け付けますか。受け付けられないじゃないですか。未承認国だから受け付けられないでしょう。どうです。

○新谷政府委員 朝鮮人が朝鮮民主主義人民共和国の国民であるからそのように書きかえてくれと言つてまいりまして、これは受け付けるわけにはまいりません。その理由は、それが国籍であるからとか、国籍でないからという理由ではございせん。繰り返して申し上げてきましたように、従来の取り扱いには、單なるこれは用語として、一つの記号のような觀念で朝鮮といふことを書いてきたわけでございます。外国人登録法上その記号といふことを書くといふことも実はないわけでございますけれども、朝鮮人の特殊な地位に基づきまして、国籍を書くわけにいかなくなつた時代に登録制度といふものが実施されたわけでございます。そこで、国籍を書くかわりに朝鮮という用語を用いて、一応日本に在住しておる特殊な地位にある朝鮮人であるといふことを示す意味において、そういう用語を用いたわけでございます。し

たがって、その用語をいかにするかといふことは日本政府がきめるべきことでございまして、朝鮮人に、その用語をいかに変えてくれ、朝鮮民主主義人民共和国と変えてくれといふふうな權利があるわけじゃございせん。もつぱら日本の行政措置として、朝鮮という符号を用いて、国籍ではない、こゝろ特殊な朝鮮人であるといふことを示したものでございまして。

○石橋委員 まともに私の質問に答えていただきたいのです。法律的にいま議論をやつてゐるんです。あなたがやつてゐるのは法律論でやつてゐるんです。あなたが、平和条約発効時までは在日朝鮮人は日本の国籍を持つておつた、こゝろいうことを言うから、従来の政府統一見解と食い違つてきた。これははつきりしております。そこで、もう一つ、従来の外人登録証に韓国と書いてあるのは国籍として取り扱う、こゝろいうことをまた言つておる。そうしますと、二十六年から二十七年までの間は日本は韓国を承認しておりました。未承認国です。そのときに韓国の在日代表部が証明したものを持つてきたのだから、しかも本人の意思も加わつてゐるのだから、だから国籍とみなすと、こゝろおつしやる。そうすると、未承認国の間でも、それだけの手續をしさえすれば国籍としてみなせるというならば、本人の意思があり、何らかの方法によつて北の側の國の証明書を持つてくれば認めざるを得ないじゃないですか。つじつまが合わないと言つてゐるんです。

この点に關連して關連質問があるそうですから、ちよつと讀みます。

○安藤委員長 關連質問の申し出がありますので、この際これを許します。横山利秋君。

○横山委員 きわめて簡単に一点だけ整理を政府側にしてもらいたいと思ふのです。

石橋委員からも出ましたが、私の質問に対して政府は二通りの答弁をしてゐる。その一つは、石井法務大臣によつて代表される、二十六年のときから、こゝろ答弁である。もう一つは、いまも民事局長並びに先般の八木入管局長から答弁され

た、二十七年平和条約のときからという答弁である。この二つは、明らかに政府内部において答弁が食い違つてゐる。ここをいつからなんだというはつきりした統一答弁をいただきたい。

○新谷政府委員 平和条約が発効いたしますまでは、朝鮮人は日本の国籍をもつておつたわけでございます。平和条約が発効いたしました昭和二十七年の四月二十八日に日本の国籍を失つた、こういうことになりました。これは日本の国籍についての変動でございます。一方、いま考えますと、韓国の独立というものはそれ以前にあつたわけでございます。その韓国の独立に伴つて朝鮮人が韓国の国籍を取得するかどうかという問題は、これは韓国の国内法の問題でございます。日本がこれをとやかく言う筋ではございません。しかし、いま韓国を承認し、れつきとした国家として日本政府がおつき合ひをするという段階になつておるのでございますから、この際考えますならば、過去においてそのような事実があつたということとをわれわれは理解して、その理解の上に立つてこれからの外国人登録事務を処理するのが適當である、これが統一見解の趣旨でございます。

○横山委員 もう一点だけ。あなたの意図はわかつたが、私の言っている統一見解がどこにさかのぼるかという点についての答弁がなかつた。統一見解で国籍がいつにさかのぼるかという点について政府の二通りの答弁がある、こういう意味だ。

○新谷政府委員 統一見解につきまして、国籍がさかのぼるということは申し上げておけません。いま申し上げるように、過去の事実が事実としてすなおにわれわれは理解しなければならぬという前提に立ちまして、これから先の外国人登録事務の取り扱い上、韓国と書いてあるものは国籍をあらわしておるものと見て処理していくべきである、こういうことを申し上げておるのであります。過去にさかのぼつて外国人登録上韓国と書いてあるものを国籍と認めるという趣旨ではございません。○横山委員 私関連ですから、大臣に誠意のある

答弁だけを伺つて終わりたいと思つておりますが、石井法務大臣は二十六年でございすか、そのころ初めて日本で、韓国というものを朝鮮というところに入れて、それから韓国というものの登録をしたところにさかのぼると私は思つております。つまり、二十六年に国籍見解がさかのぼるとあなた自身が言つてゐるから、私はだめを押してゐる。

○石井国務大臣 私の言つたのは一つも民事局長の言つたのと違ひないのであります。私の申したのは、韓国の国籍がその時分から韓国側にあるということをおしただけでございます。

○横山委員 関連質問です。石井君の非常にたくさん質問がありますから、私これで終わりたいと思つておりますが、法務大臣のおっしゃつてゐることがよくわからないのであります。私のずつとどこまでさかのぼつてあれは国籍であつたといふつもりか、どこまでさかのぼるか、これはいつからだといふ質問に対して、あなたは、二十六年までさかのぼる、つまり二十六年から、韓国独立のころから国籍だとわれわれはみなす、こういう答弁であつた。ところが、入管局長や民事局長の答弁は、平和条約発効のときにはつきりすべきであつた、しなかつたことについては責任を感ずるけれども、しかし、あれが相手国を承認したときであるから、したがつて、そのときからなすべきであつたと思つてゐる、そこへさかのぼる、こゝ言つておる。この二つの食い違ひはきつめて明瞭ですよ。したがつて、あなたが何かごら合はせのようにおつしやるということは、私は遺憾だと思ふ。もう一べん過去は過去としてはつきりお答えになることが大臣の責任上必要だと私は思ふ。

○石井国務大臣 それをよくごらんくださるとわかると思つておりますが、はつきりその年号が、立ち上がったときわからなかつた。そのころだと申し上げましたが、それは韓国籍に朝鮮籍から移り始めたころにさかのぼるのでありますから、實際申しますと、それは二十六年ではなし

に、二十五年から始まつておるのでございます。その点は、私のほうが二十六年はもう一つ前にさかのぼります。それは別問題です。それは誤つておられます。そこで、それは韓国側の人たちはどういふものであるかという韓国の国籍の問題で、それはその時分から韓国の国籍は韓国の国籍であるという心持を言つたのでございまして、それを私どものほうがどう扱うとかどう扱うとかいふ問題は別問題のことでございます。

○安藤委員長 関連質問の申し出がありますので、これを許します。横崎弥之助君。

○横崎委員 農林大臣にお伺いをいたします。いまの問題に關連いたしまして、請求権問題の中で、合意議事録で、2の(ハ)の中で、「大韓民国による日本漁船の捕獲から生じたすべての請求権」を放棄してゐるわけですが、ここにいう大韓民国による捕獲といふその時期を明示してもらいます。(「関連がない」と呼ぶ者あり)いまの大韓民国の成立と關係があります。

○坂田国務大臣 拿捕の時期でございますか。

○横崎委員 私が伺つてゐたしてありますのは、ここに大韓民国による日本漁船の拿捕に対する請求権のことが触れてあるのです。この大韓民国による拿捕、それが始まつたのはいつからかと言つてゐるのです。つまり、「大韓民国による」と書いてありますから、いつからの拿捕かと言つておるのです。「大韓民国」とここに書いてあります。大韓民国の拿捕がいつからかといふことを聞いておる。

○坂田国務大臣 それは李ラインの問題からです。それから始まつておるわけでありす。

○横崎委員 そすると、李ラインが設定されたのは一九五二年一月十八日ですが、そつですか。それ以降の拿捕漁船に關して請求権を放棄したわけですか。

○坂田国務大臣 水産庁長官から答弁いたさせます。

○横崎委員 聞えませんでした。もう一べん。

○丹羽政府委員 韓国ができてから、二十三年から考へております。(「何月何日だ」と呼ぶ者あり)韓国の独立の日が別といたしまして、二十三年の独立から対象にいたしてあります。

○横崎委員 明確ではありません。一九四八年何月何日からですか。はつきり言つてください。

○丹羽政府委員 独立宣言を八月十五日と理解いたしております。

○横崎委員 関連ですから、これだけでやめま

す。いづれ私は漁業協定のときにこの問題は質問いたしまして、確認をいたしますが、それは、一九四八年八月十五日以降の請求権をこれに放棄したと、あなたはいま答弁をされました。拿捕漁船は一九四七年から起つております。その問題は留保をいたしておきます。

○石橋委員 いろいろ質疑応答を重ねたわけでございますけれども、この問題に關する限り、日本政府側の理論は全く首尾一貫してゐるのです。その点をめぐりまた韓国につかれておるのです。先ほどもちよつと申しましたから、韓国の国会におきます議事録をちよつと一部分だけ読んでみたいと思ひます。これは向この法務局長が言つておるのです。「それは自己矛盾であり、明白な理論的矛盾です。これを指摘しました。事実、日本代表の二人は一言も言はず、ただ黙つて答へなかつたが、そのような態度では、専門委員の言うことは、事實はいま李代表が指摘した点に自分たちの理論的欠陥があることを自認します。」とまでに言つておるのです。この虚をつかれて、結局永住権がだんだん広がつていつた、その成果のほどを得々と述べています。全く日本の交渉団の理論的矛盾がつかれて、その間隙に乗じて永住権をどんどん獲得できるものをふやしていった、こういうような説明を向こうでしておるのです。真偽のほどは別です。しかし、いままでのやりとりを聞いておると、こんな大きなことを向こうに言われてもしようがないんじゃないやなからうかといふ疑問を私たちとしては持たざるを得ない

のです。これは少なくとも日本の利益というものにも十分なつながりがある意味においては持つておる問題なんです。こういうふらふらした態度で外交交渉は私ではできないと思います。もちろんただそれだけではないようです。聞くところによりますと、せっかく事務段階で合意に達しても、どこか妙なところから圧力がかかって、あれはもう少し何とかしてやれという話があったというよう

なことも伝わっております。また、事実、表に出ている部分としては、イニシアルまで終わったものをさらに拡大している。こういうあまり例もなないようなことまでやっておる。これも知っております。とにかく、情けないといわざるを得ないの、日本です。これが一国を代表して対外折衝をする日本代表の態度か、理論か、こういわざるを得ないの、日本です。私はこのことを申し上げたいためにる申す。

し上げたのでございますが、そのほかに、さしあ  
たつて在日朝鮮人の中にこれで利害關係を生じて  
くる者が出てくるわけです。たとえば、これを単  
なる用語であると従来一貫して日本政府が言つて

きたそのことは信じてはうっておいだ、いまになつたら身動きもできなくなつたというような人たちはどうなりますか。気の毒だとは思いませんか。とにかく実害をこうむつておることは間違ひ

ありません。この間横山君がいろいろと具体的な例をあげて、実害を与えている、こういうようなことを申しましたら、これに対して自民党の委員がインチキ質闊達というふうな非難をいたしました。

た。私も速記を調べてみましたが、何がインテキ  
質間かと言いたいのです。横山君は断定はしてお  
りません。「この事案については却下されておる

うに思われるというもので、断定したかのごとくかたてにとつて、こういう席で誹謗をし、議員を侮辱するとうりようなことは、私は許されたいと思います。

しかし、そのことはさておいて、もう一つだけこの法的地位の問題についてお尋ねをしておきますが、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関

する件に基く外務省関係諸命令の措置に關する法律というのをごさいます。これは御承知だと思います。この第二條六項は、このいまわれわれが審議しております条約が発効した後も残るのでございますか。そして韓国籍を取得せざる在日朝鮮人には引き続き適用されるものでございますか。この点だけ法務大臣に確認しておきたいと思ひます。

○石井国務大臣　法律第二百十六号はこのまま残  
 していくつもりでございまして、これによりまし  
 て、この今度の協定によりまして法的地位を持つ  
 ことのできない、またそれによりまして永住権を  
 獲得することのできない人たちが日本にずっとお  
 る韓国人あるいはその他の朝鮮人という人たちが  
 いままでどおり扱つていこうというつもりでご  
 ざいます。

○石橋委員 もう一つお尋ねいたします。永住権を持つことのできた韓国人に養子縁組みをして養子になったという場合が出てくると思います。その場合は、その養子は永住権を持ちますか。

○新谷政府委員 永住権を取得しました韓国人の養子が永住の申請をいたしました場合でございますが、この場合には永住資格はございません。はつきり協定にも書いてございますが、直系卑属あ

るいは子として出生した者とございますので、出生の時点においてそういう血縁関係がある者という趣旨でございます。もちろんこれは申請者がそういう場合のことでございますが、過去にさかの

ほりましてその父あるいは祖父が養子であったという場合は、これは全部含めてよろしい、このように考えております。

石橋議員　とりも首尾一貫しませんでした。それじゃ、あなた方、従来お答えしておられるのを聞いておきますと、先ほどもちょっと一部引用しましたが、国籍に關する部分、こういった戸籍法のようなものは、これは国際公法だ、この部分について

いては承認国のものしか扱わぬ、しかし、国際私法に属するものについては、これは未承認国のものも扱う、こういうことを言っておられました。

すね。そうすると、少なくとも国籍問題などよりは非常にやわらかなはずで、親子の問題とか、婚姻の問題とか、そういうものを、国際法の通念があるにもかかわらず、今度に限っては非常にきびしくしたというわけですか。

○新谷政府委員 この永住権を与えます者の範囲は、韓国国民の直系卑属あるいは子ということでございます。したがいまして、直系卑属なり子を

考えます場合には、韓国民法上の子であるか、直系卑属であるかということを考えればよろしいわけでございます。これは国際私法の問題とは全く関係ございません。

○石橋委員　　少なくとも、まず最初にそれでは確認しておきたいのは、この国籍を確認する場合に、韓国の国籍というものが基礎になるわけでしょう。この点は間違いないですね。そうする

と、この養子縁組みというのも韓国の国内法の問題ですね。したがって、日本に出てくるときは、養子縁組みのことまでがそのまま出てくるわけではないわけでしょう。向こうの国籍の中に

か。

○新谷政府委員 この養子であるかどうかという  
ことは、これはむしろ韓国の国内法の問題でござい

います。特に国籍法の問題ではございませんで、韓国の民法の問題でございます。過去のものが養子であったという場合に、それがどういふふうな形であられるかということは、韓国の戸籍の上

○石橋委員 これも争いのあるところではないかと思ひます。

すから私もこれ以上申し上げません。時間をとるばかりです。質問を次に移します。

次は、今回提出されました諸条約、協定、おもなものは基本関係条約、それから請求権に關する協定、漁業協定というようなものになるわけです。

が、こういう一連の条約、協定に適用範囲というものがないのですね。これはまことにふかしぎだ  
 と思うのです。なぜ適用範囲を明示しなかったの

か、外務大臣。

○樞名国務大臣 基本条約に韓国の有効な管轄範圍というのが明記されておりますので、それ以上書く必要はないと、こういうことであります。

○石橋委員 あなた、おかしいですね。管轄權の明示と適用の範圍とは違うとこの間答えていらっしゃるじゃありませんか。同じですか。

○樞名国務大臣 基本条約の第三条が適用範圍を

きめたものではない。ただ、しかし、有効な管轄権の及ぶ範囲というものが、そのまま国連の決議を引用しておるといふことによつてはつきりする、こういうわけであります。

○石橋委員 これから私が議論を展開していくのに非常にポイントですから、念を押します。あなたちは、十月十六日参議院の本会議におきまして、杉原荒太議員がこの問題について質問をしたのに

対して、この第三条というのは基本関係条約の適用範囲を定めたものではない、韓国政府の基本的性格を明らかにしたにすぎない、こう答えております。いまの答弁と食い違っているじゃありませんか。

○椎名国務大臣　そのとおりであります。韓国の国家的性格を定めたものである。

○石橋委員　それじゃ、さつき適用範囲を聞いたんか。

ら、第三案に書いてある、明示してあると言つた  
じやありませんか。どつちかはつきりしてくださ  
いよ。取り消すなり何なり。

○推名国務大臣　その引用した百九十五号の決議

をよく読んでみると、その中に有効な管轄範圍といふのが定まつておりますが、それらを含めて、韓國の國柄、性格がこのようなものであるといふこと、三島がこれを知つて進んでゐることをさす。

○石橋委員 それじゃ、適用範囲はどこですか。  
○椎名国務大臣 有効な管轄、支配を及ぼしているのは、結局今日においては休戦ライン以南である  
ないのであります。

ります。それで、これに関する一連の協約の内容について、結局この基本的な三条の条約がこれに適用されるということになると思います。

○石橋委員 これは聞いてる人みんなわからな  
いのです。条約、協定の適用範囲はどこですか。  
最初、第三条に明示してあります、第三条に明  
示してある管轄権が適用範囲だということにお  
しやう。それならばこの間の参議院の本会議に  
おける答弁と違ひませんかと言ったら、今  
度はそれを取り消した。さらに、それじゃ適用範  
囲はどこだと聞いたら、またもとに戻ってくる。  
第三条の管轄権、これは韓国の性格を規定したも  
のだから、もうわかりました。それと同じ  
時に、条約、協定の適用範囲にもなるのでござ  
いますか。イエスカノーかで答えてください。  
○椎名国務大臣 はかのこの諸協定の管轄範囲が  
問題になる場合には、この三条に引用した百九  
十五号の内容によつてその範囲がきまる、こうい  
うのであります。  
○石橋委員 そうしますと、参議院におきま  
す原質問に対する椎名外務大臣の答弁は誤りであ  
る。ここにおいて訂正をしていただきたいと思  
います。  
○椎名国務大臣 基本関係において適用範囲をき  
める必要はない、これに引用された百九十五号の  
内容が、他の諸協定の場合にどの範囲に適用さ  
れるかという場合には、これがものをいう、こうい  
うわけでありまして、基本条約そのものは、適用  
範囲をきめる必要がないから、これをきめたもの  
じゃない、こういうことを言つておるのです。  
○石橋委員 基本条約においては適用範囲の必要  
がないという説をいま初めてお聞きしたわけであ  
る、なぜ必要がないのですか。  
○椎名国務大臣 基本関係の条約は、そういう性  
質のものじゃない。でありますから、三条に引用  
した百九十五号というものの内容から韓国がどう  
いう範囲に有効な管轄権を持つておるかというこ  
とが出てくるわけでありまして、三条そのものは  
適用範囲をきめたわけじゃない、基本条約はそう  
いう性格のものじゃない、そういうことを申し上げ  
ておるのです。  
○石橋委員 適用範囲のない条約なんというのを

私は驚異にしてあまり知らないのです。苦心のは  
どはわかります。この第三条の解釈というものが  
日本と韓国においてまるで違ひという実情下にお  
いて、そういうものを得ないという立場はわかり  
ますけれども、必要がないというのは、これは理  
屈になりません。やはりこの第三条そのもの  
が適用範囲です。そう考へざるを得ないで  
す。これからの日本と韓国とのいろいろな取りき  
めをするという基本になるのじゃないですか。国  
交回復の基本になるのじゃないですか。それな  
に、一体条約、協定が適用される範囲というもの  
はどこかわからぬ、そんなばかなことはしろうと  
にだつておかしうとわかります。それをあなた  
がおつしやるならば、私は具体的な例をあげな  
がら今後ひとつお尋ねをしてみたいと思つて  
います。漁業協定第一条第一項、これは農林大臣にお尋  
ねします。「両締約国は、それぞれの締約国が自  
国の沿岸の基線から測定して十二海里までの水域  
を自国が漁業に關して排他的管轄権を行使する水  
域（以下「漁業に關する水域」という。）として設  
定する権利を有することを相互に認める」、こ  
うあります。この場合、それは韓国のいう自国の  
沿岸というその自国は、範囲はどこですか。  
○坂田国務大臣 協定第一条には、いまお述べに  
なつたように、「両締約国は、それぞれの締約国  
が自国の沿岸の基線から測定して十二海里までの  
水域を自国の漁業に關して排他的管轄権を行使す  
る水域として設定する権利を有することを相互に  
認める」と規定してあります。ここにいう自  
国の沿岸とは、かかる漁業水域を設定して有効に  
管轄権を及ぼし得るような沿岸でなければなら  
ないわけでありまして、その国が管轄権を及ぼ  
している沿岸に限られるべきものであると考へら  
れるわけでございます。

○石橋委員 いまのところ、想定問答集にそのま  
ま書いてあつたから何とか答へましたけれども、  
農林大臣、よく聞いておつて下さい。自国の  
沿岸ですから、日本は日本の領域に専管水域を設  
けるのです。韓国は韓国で自国と称するところ  
に  
○石橋委員 日本が干渉できませんか。韓  
国のほうでは休戦ライン以北にも専管水域がある  
と説明してあります。ちよつと紹介しまし  
ょう。これは八月十四日の韓国の国会の本会議にお  
きまして車農林部長官が言つておるのです。「休  
戦ライン以北にも専管水域があるかという質問で  
あります。休戦ライン以北にも専管水域があり  
ます。専管水域は漁業協定第一条を見れば、締約  
国のどの国も自分の国から基線——基線には二つ  
の種類がありますが、通常基線と直線基線、この  
基線で測定して十二海里まで自国の沿岸から離  
れた水域を自国の専管水域とする権利が認められ  
ています。」「間違ひありません。」「したがつて、  
休戦ライン以北にもわが国の憲法でこがわが国  
の領土であると規定されてあります。そのような意  
味合ひで、そこがわが国の領土である以上は、そ  
の領土からはかつて十二マイルの専管水域がある  
のであります。」「こゝろ答へておきます。韓国の憲  
法は第三条において、「大韓民國の領土は、韓半  
島及びその附屬島嶼とする。」「こゝろいふに明  
示している。これを日本のほうから、それはおか  
しいと言へますか、相手の憲法のことに対し  
て、それはだめだよと言へますか、農林大臣。あ  
なた、言つてもいいですか。  
○坂田国務大臣 この協定第一条によりまして、  
さういふことが両国の合意の上にこの協定ができ  
上つたのであります。しこつして、この漁業水  
域というのは、排他的管轄権を有する、その力を  
持つておる沿岸でないとその意味にはならないの  
であります。がゆゑに、管轄権を持たないさうい  
う沿岸について漁業水域を定めるといふような合  
意はいたしておらないのでありますから、それ  
は、この以北の点においてのなにはあり得ない、  
こゝろ考へます。

○石橋委員 だから、初めて今度直線基線方式と  
いうものを日本は譲歩して韓国に認めた。こ  
の部分については日本の合意が要りますから、休  
戦ラインから北に設けようといつたつて、チェッ  
クできます。しかし、向こうは韓国の憲法をたて  
て、日本の政府が合意しないならば、われ  
われはこれは通常基線方式で専管水域を設けま  
す、こゝろきたとき、どうしますか。  
○丹羽政府委員 お答えいたします。  
専管水域とは、申すまでもなく、司法、立法、  
行政の管轄権を行使する権能でございますので、  
その権能のない地域に引きましても実効がないわ  
けでございます。私どもは、韓国がそれを引いた  
といひました。それは意味のない線と、かよ  
うに考へる次第であります。  
○石橋委員 そんな相手の国の憲法のことをとや  
かく言ひなさんなど私は言つてゐるのです。韓  
国は、自分の国の憲法で、全朝鮮半島は韓国の管  
轄権だと言つてゐる。いいですか。だから、どう  
でもこゝろでも、意地でも専管水域を休戦ラインか  
ら北にもつくるのだと主張してゐるのです。そん  
なことを言つたつてでございませぬといふならば  
話は別です。ところが、直線基線方式をとるな  
らば、日本政府が承認しなければ、合意しなけれ  
ばできませんけれども、日本政府がどうしても承  
認しないならば、休戦ラインから北だけはしよ  
うがないから通常基線方式でこれは専管水域を設  
けるわ、こゝろ出てきたらどうします。  
私は、これは外務大臣が適用範囲をほやかすか  
ら言ふのです。適用範囲のないような協定は意  
味がないのです。基本条約の三条でどつちにも  
解釈のつくようなことをしてごまかしたつても  
もしれぬが、一つ一つの協定の内容を見ていけば、  
ごまかしがきかぬところが出てくるのです。そ  
うでしよう。私はいま韓国の主張を紹介してい  
るわけですが、絶対に休戦ラインから北にも専管水  
域をつくる。しかも、それはこの漁業協定第一  
条で「自国の沿岸」とちゃんと書いてあるのだから、  
おれのところの、自国の沿岸だと思つてゐるのだ

から、おれはつくる権利がある、日本政府にこちやこちや言わさぬ。対抗できないじゃないですか、明確にしておかなければ。百九十五号(Ⅷ)なんか持ち出したってごまかしきかぬじゃありませんか。いかがです。

○坂田国務大臣 石橋さんともいふべき方がこれだけ言うてもおわかりにならないというのは、ごさいですが、いわゆる漁業水域は、おわかりであらうと思うので繰り返して言う必要もないと思いますが、これは、漁業水域というものは、御存じのとおり、国際慣行でできているものでもなければ、それを確認したというものではないので、今度両国がこういふことにしようということ、それに基づいてできる協定でありますので、しこりして、それはいわゆる排他的専管権を持つていなければならぬ沿岸においてこそ有効なのでありますから、それはいかに韓国がそういふことを声明されましても、それは意味を持たない、こういふふうに考えるのです。石橋さんもそれはよく御存じのはずだと思っております。

○石橋委員 それで答えができたと思っております。今度第二条にも関係が出てくるのです。よくいいですか。第二条では、「両締約国は、次の各線により囲まれる水域(領海及び大韓民国の漁業に關する水域を除く)を共同規制水域として設定する」とあります。そうしますと、この領海というものは何海里かということが問題になってまいります。あなたに直接お尋ねする場合には、そのことよりも、もう条約なしに、国際法の通念として排他的に漁業権を確保できる範囲というのは、一体それじゃ何海里までですか。

○坂田国務大臣 お答えしますが、領海は三海里であります。

○石橋委員 そうしますと、特別に両国の間においてとりきめのない限りは、三海里から外ならばこれは公海ですね。自由に行つて魚がとれますね。

○坂田国務大臣 この協定がもしないと仮定すれば、領海三海里ということはいくわけでありま

す。この協定が十二海里ということになりましたので、この十二海里はやはり排他的専管権を持つておりますから、その中へは入つてかつてにやるわけにはいかない、こういうことであらうと思ひます。

○石橋委員 領海三海里ということ、あなたは外務大臣にかつてお答えになりました。だいたい自信があまりでございませう。そうしますと、ここで問題が出てきませんか。韓国は休戦ラインから北にも専管水域をつくらうという、それを日本はチェックする方法はない。なぜならば、直線基線方式をとらないで通常基線方式でくくる。いいですか。しかも、そのうち、協定があらうとなかろうと日本がいくる部分がある、領海外は。そうですね。その点間違ひありませんね。一つ一つ確認いたします。

○丹羽政府委員 お答えいたしますが、共同規制水域の外側の線は、先般地図でお示しいたしましたとおり、朝鮮半島周辺の全域に及んでおります。したが、いまして、韓国、大韓民国の支配権の及ばない地域におきましては、その他のオソリタイに属する領海とその外側の線との間が日韓兩國の共同規制水域、かように相なるわけであり

ます。

○石橋委員 私はそんなことを聞いていたのではない。農林大臣にもわかるように聞いていたつもりです。少なくとも、この第一条によれば、韓国が休戦ラインから北に専管水域を設けることを日本はチェックできないのです。基本条約の第三条の解釈が違ふのですから。しかも、韓国には憲法があるのですから。自国の沿岸に専管水域を設けるといふことを日本政府も認めているのですから、対抗できません。かつてにつくるかもしれない、つくると言っている。つくる方法は通常基線方式しかないのです。十二海里というものをつくって、これは韓国の専管水域だとがんばります。しかも、その休戦ラインから北の部分については、三海里から十二海里の間は、日本の解釈でいえば公海です。韓国の解釈でいえば韓国の専管

水域です。この問題はどこでどう解決するのですか。最初からわかつていた問題じゃありませんか。適用範囲が明確でなければこんな問題が出てくるといふことを申し上げたいのです。農林大臣、どうしてつくらせるのをやめさせますか、あなたは。

○坂田国務大臣 これは、同じことを繰り返すやうで恐縮であります。それはできない。もしそういふことを強調するやうなことがあれば、これはやはり紛争解決でいくよりほかはないと思う。しかし、私は、必ずそういふことは韓国もやらないと確信しております。なぜかと申しますと、まだ発効しない現在においても、李ラインの拿捕のやうな問題にしても、調印後一つもそういふことが行なわれていないということを見ましても、大体それがわかるじゃないかと思ひます。

○石橋委員 確信の問題じゃないですよ。いままで政府は事あるごとに何と言つておりましたか。当事者がどんなかつてな解釈をしようとも、一たび条約、法律といふものが生まれたら客観的に解釈は定まつてくるのだ、こう言っているじゃないですか。この条文を読めば、どう読んでも「自国の沿岸」としか書いてない。韓国の自国の沿岸といへば、向こうさんは、韓国憲法にちゃんと第三条で規定しているから、全朝鮮半島だ、だからつくろ。しかも、先ほど御紹介申し上げたやうに国会で言明している。そこで、専管水域をもしつくる。そうしますと、日本は認めぬ。認めぬから入つていく。休戦ラインから北の三海里のところまでは、規制は受けておりますけれども入つていきます。制限内において。最初から紛争が起きることはわかっているじゃないですか。なぜそれを最初から解決しておかないのですか。どうです。それじゃ、そこには必ず入つていきますか、外務大臣。操業できますか。

○椎名国務大臣 そういふ非常識なことは日本の漁船もやるまいと思ひます。でありますから、それを前提においてお答えするといふことはどうも適当でないと思ひます。さつきも申し上げた

ように、基本条約においては、おまえの領土はここからここまでである、おれの領土はここからここまでであるといふやうなことを書く必要がない。でありますから、第三条は、相手も、あるいはわがほうについても、領土の範囲をきめるというやうな趣旨のものじゃないかと思ひます。さつきからお話をしておるのであります。ただ、あれは、今度できた韓国というものがこういふ性格の政權であるといふことをいつておるのであります。が、しかし、これは、それぞれの具体的な協定ですな、関係協定において管轄の範囲がはっきりきまらなければならぬものがあります。いまの請求権の問題であるとか、漁業の問題であるとか、そういう場合のよりどころになる。ただ、しかし、基本条約そのものは、おまえの領土はここからここまでというやうなことは書いてないの

であります。それを規定する目的の条文ではないかといふことは、さつきから申し上げておるとおりであります。

○石橋委員 そうしますと、私の聞いたいたこの地図に基づいて農林省にお尋ねします。外務大臣は、そんな非常識なことをすることは考えられないと言ひました。しかし、先ほど言つたやうに、韓国の国会で農林部長官が、つくると、専管水域があると言つておる。しかも、それを日本側が認めておるかのごとき疑ひを持たれる地図じゃないですか。いいですか。この専管水域をちゃんと示しております。ところが三十八度線、休戦ラインまでいかぬところまで書いてあるかといふと、「以北は低潮線より十二哩」と書いてあります。これはあなたのほうで出したんです。しかも説明の文書がついております。これにも、「大韓民国の漁業に關する水域の範囲をかりに図示したのであつて」と、ここでもちよいと逃げておられます。「かりに」と。いいですか。それから(4)には、やはり「以北は低潮線より十二哩」といふふう書いてあります。ここで韓国が言つておる主張を表向き認めたやうな体裁をとつておるといわれても、これ、しょうがない

と、おれはつくる権利がある、日本政府にこちやこちや言わさぬ。対抗できないじゃないですか、明確にしておかなければ。百九十五号(Ⅷ)なんか持ち出したってごまかしきかぬじゃありませんか。いかがです。

じゃないですか。いかがです。

○丹羽政府委員 お答えいたしますが、備考にも御説明いたしておりますとおり、韓国が引きますところの専管水域は、韓国の権能でございます。異議を申し立てない、権利を有することを相互に認めるという協定でございますので、どのように引くかは、この協定成立後の韓国政府の引き方でございます。したがって、地図で線を入れましたのは、わが国において想定をいたしました専管水域の線であるという御趣旨のことを念のため入れたのでございます。(4)に、「以北は低潮線より十二哩」ということが不十分でございます。したので、「大韓民国の沿岸については、これより北におおその低潮線から測定して十二哩までの水域を、漁業に關する水域として設定しうる意味である」という意味は、大韓民国の管轄権の及ぶ範囲までという趣旨でございます。

○石橋委員 裏づけておるじゃないですか。「設定しうる意味である」と書いてあります。「大韓民国の沿岸については、これより北におおその低潮線から測定して十二哩までの水域を、漁業に關する水域」とすなわち専管水域「として設定しうる意味である」と認めておるじゃありませんか。以北はどこまでいくんです。

○丹羽政府委員 お答えいたします。

朝鮮半島の沿岸と書かないで、大韓民国の沿岸についてはどこまでおると書いてあります。

○石橋委員 だから、その大韓民国のはうは、憲法三条で、自国は全朝鮮半島だ、こういつておるんですよ。そこに逃げ道をつくってやっておるじゃないですか。だから、休戦ラインまでだと明示しておれば問題ないのですよ。条約あるいは協定の中に適用範囲が明確になっておれば問題ないですよ。争いのあるところだから、向こうの主張が通る可能性がある。しかも、日本の農林省は、それを向こうで説明ができるようにちゃんと調子を合わせてやっておる。韓国の範囲というものに對して日本が制肘を加えることができますか、向こうの憲法を向こうで主張してくるのに。

それじゃ、これは外務大臣にお伺いしましょう。あなたが非常識なことばするまいということでは片づかないんです。条文についてお尋ねしておるのですから。少なくとも「自国の沿岸」と書いてある以上、この自国とは大韓民国憲法で定められた範囲だと向こうが主張してきたときに、対抗できるだけのものがなくちゃならぬ。にもかかわらず、あなたは適用範囲はないと言ふ。これじゃ勝負にならぬと、こう申し上げておるのです。向こうは形だけでもつくるかもしれせんよ。

○推名国務大臣 基本条約第三条は、あくまで韓国の政權の性格を規定したものであつて、しかし、その内容の一部をなすところの現に有効な支配と管轄権を及ぼしておる朝鮮半島の一部というのは、結局、今日においては休戦ライン以南ということにならざるを得ないのでありまして、第三条の目的は、もともと大韓民国の領土の広さを規定しようという趣旨のものではない。でありますから、ただ韓国の政權の性格を規定したものである。しかし、その内容である管轄権がどこまで及ぶかというところは、關係の諸協約の管轄がどの範囲まで及ぶかという場合の、それは一つの基礎になつておる。そういうことは先ほどから申し上げてありますから、どうぞ誤解のないようにお願いいたします。

○石橋委員 とにかく、条文をこうやって一つ一つ見ていきますとすきがあるんです。争いがあるように見えますけれども、實際は韓国の主張が相当通つてゐるのではなからうか。今後この条約、協定が生きてきた場合に、条約の解釈上日本として非常に不利になるのではなからうかと思はれる部分があるわけなんです。現にこれ一つとつても、向こうが自国の沿岸というものは、自分の国の憲法に定められた範囲における沿岸をさすんだから、休戦ライン以北にも専管水域がある。直線基線方式をどうしても日本がうんと言われないから通常基線方式でもつくる。これに對して對抗する手段を持たない。

しかし、この疑問だけ呈して、問題は別の角度から一つだけお答えを願つておきますが、しからば、休戦ラインから以北につきましては、領海三マイル以遠の部分については、規制の範囲内において日本の漁船は安全に操業できるという保証を、總理大臣、外務大臣、なさいますか。

○推名国務大臣 法律論としては、領海三海里以遠、外側は、これは専管水域というものを認めないのでありますから、そこまで行けるわけでありまして、行けるわけでありまして、實際危険であるかどうかというところは、法律論だけではきまらない問題である。

○石橋委員 今度はもう私は条約を離れたのですよ、水かけ論をやらないために。日本の国民の問題ですよ。いいですか、少なくとも休戦ラインから以北にも規制水域は公海上に設定されております。専管水域の問題については争いがあるでしょう。あなたの方の立場から言うならば、三マイル以遠、これは公海だから規制の範囲で操業できるという主張をしなくちゃつじつまは合わないでしょう。その点はいかがでしようか。

○推名国務大臣 それは法律上はできるはずでございます。

○石橋委員 できるはずでございますでなくて、できますよ。できるじゃありませんか。はずだとは何ですか。できると確認してよろこびますか。

○推名国務大臣 いや、できると申し上げてもいいんですが、あなたは、それで危険はないか、安全であるかと、こうおっしゃるから、その安全であるか、危険があるかないかは、これは保証の限りでないが、とにかくそこまでは行ける。

○石橋委員 日本の国民が魚をいまからとりに行くとすよ。条約の解釈上によつて、安心して魚をとりに行けるのか行けないのかわからないようなことを国会が承認できますか。なぜ、安心して魚をとりに行けるように、規制の範囲内で、日本政府が保証してやれないんですか。日本国民の生命、財産を守る義務を日本政府は持つてゐるので

すよ。それを安心して魚をとりに行けるか行けないかわからないような状態に放置しておく。そんなことで、日本の国会がどうして承認を与えることができませんか。

○推名国務大臣 私は、韓国はそういうことは——これに對して拿捕するとか、あるいはその他の強制力を用いるというよりなことはやるまいと確信しております。

○石橋委員 韓国だけの問題ではありませんよ。北鮮の問題もありますよ。朝鮮民主主義人民共和国のほうは、韓国のほうに對して直線基線方式十二マイルというものを認めた、これをたてとつて新しい主張を起こしてくる可能性もあなたは考へてゐるんじゃないかと思ふ。とにかく、公海だからかまわぬと、かつてに以北のほうに規制水域を設けておいて、そうして、北鮮があるから安心して魚をとりに行けるかどうかかわかりません、すみませんが、そんなことで。ここにも北を無視しようにたつてできない問題があるということですよ。少なくとも日本と朝鮮の間で話し合いをするからには、南北共通の問題がたぐさんあるということですよ。

總理大臣、いままでの議論で十分におわかりになつたと思いますが、最初から安心して魚をとりに行けるかどうかかわからないというところをつくる条約というものを、私たちが承認することができないという気持ちには理解できませんか。あなたも日本の国民の生命、財産を守る最高の義務を持つた方です。いかがですか。

○佐藤内閣總理大臣 石橋君も、今回の漁業協定あるいは日韓基本条約、これは私どもがたびたび申し上げておりますから誤解はないだらうと思ひますが、北の部分については白紙だ、今回協定を結んでいない、これは政府もちゃんとそのとおり考へております。そうして、同一朝鮮民族が單一國家をつくりたいという、これは民族の悲願であります。また、私どももこれをばはむわけにはいきません。これが、いわゆる国連方式によつて平和のうちに統一國家を実現しようというこの韓国の考へ

方と、北の考え方が、遺憾ながらこの点において意見が一致しておらない。この実情も、これまで御承知のことだと思ひます。ただいまのような関係にございまして、ただいま、北の部分についてこの条約では一体どうだ、こうおっしゃいます。でも、この北の部分については、私もこの条約で何ら規定はしておらないのだということを申し上げるだけであります。

○石橋委員 私は二つお尋ねしておるのです。一つは、韓国の主張からいっても、法律論でいけば、休戦ライン以北には専管水域を設けることはできません。しかし、日本はそれを認めない。三海里以遠は認めない。ここに争いが一つあるのです。だから、安心して魚をとりに行けるかな、どうかという心配が一つあります。それからもう一つは、朝鮮民主主義人民共和国のほうから、これをはたして許すかどうかという問題があります。二つあるのです。その二つを頭に置いて、とにかくこの条約ができてから、それじゃどこまで日本の漁船が規制の範囲において操業できることを政府は責任を持って保証しますか。休戦ラインから以北については、沿岸からどこまで……

○坂田国務大臣 いまたびたびお答えしておるわけですが、つまり、漁業水域のほうは、自国の沿岸ということであると同時に、排他的管轄権を持つておるということではなければならぬという意味のものでありますから、それはおのずと限界がきまつてまいるわけでありまして、その点は、石橋さんもよく御存じであらうと思つておりますので、あまり繰り返して私も申し上げることを控えておつたわけでございます。

それから北といわゆる関係については、漁業協定は白紙で残されておる問題でございますので、これは、いまここで何とも申し上げることは、私の立場としてはできませんわけでございます。

○石橋委員 だから、あなたに聞いていないのです。私は総理大臣に聞いているのです。日本の国民が安心して魚をとりに行けるところはどこまで

ですかと聞いているのですよ。こんなわかりやすいことはありませんよ。休戦ラインから以北について、規制の範囲内で日本の漁船が魚を安心してとりに行けるところはどこでございますか、こゝろ聞いているのです。

○椎名国務大臣 安心して魚がとれる地域はどこかと、こゝろお尋ねになりますと、これは実際上の問題であつて、私はそこで言うわけにはまいらぬと思つております。ただ、何ら国際法上他の規制を受けないでとり得る範囲はどうかということになりますと、領海以外、つまり公海においてはこれは自由に操業ができるはずでございます。

○石橋委員 これは全国民が聞いておるわけですから、特に漁業関係者は重大な関心を持っております。なにかなく、西日本の漁業関係者は重大な関心を持っております。これで協定が発効すれば安心して魚をとりに行けるとあなた方は盛んに宣伝をされております。ところが、休戦ラインから北のほうについては、この協定によつて規制水域を設けておきながら、その規制水域の中で沿岸からどこまでの部分ならば安心して魚をとりに行けるのかということの説明もできない。これじゃたいへんです。私たちはそれを納得するわけにいきません。国民の利益を守るためにも、そんなあいまいな協定、条約を承認するわけにはまいりません。

関連があるからですから、譲ります。○安藤委員長 関連質問の申し出がありますので、これを許します。横崎弥之助君。

○横崎委員 農林大臣にお伺いをいたします。

いま石橋委員が指摘されました以北の部分の共同規制について、あなたは、公海だから朝鮮民主主義人民共和国の関係はないんだということであつて、共同規制区域をきめられた。しかし、共同規制というものは、沿岸国もしくはいわゆる出漁をしておる国、そういう国の漁獲上の努力を無視してよいのですか。これは資源保護という意味があるんです。あるいは資源維持という意味があるんだから、そうした関係国の了解なしにでき

るのですか。少なくとも以北の部分については、北には朝鮮民主主義人民共和国があるわけですから、その朝鮮民主主義人民共和国のこれは沿岸地帯である。あるいは出漁をしておる地帯である。その北の国の漁獲上の努力というものを無視して、そして単に日本と韓国だけで以北の部分の共同規制をするというあなたの方の考え方自身が――佐藤総理は、北の国は白紙であると言つた。石橋委員は北の国を無視しておると指摘されました。私は、この北のほうに共同規制区域をかつてにつくる、沿岸国である朝鮮民主主義人民共和国のことを度外視してかつてに共同規制区域をきめたということとは、まさに無視どころか、朝鮮民主主義人民共和国を否認した態度であらうと思つたのです。

それではお伺いをします。共同規制区域は、共同規制ということとは、沿岸国のそういった漁獲の状態を無視してできませんか。

○坂田国務大臣 お答えいたしますが、共同規制水域のほうは、資源の保護ということとを兼ねてやつておりますことは御存じのとおりでございます。これは、今度いわゆる大韓民国と日本との間においてこういう協定を結んでおるわけでございます。しかし、これは第三国を何も拘束しておるものではない。つまり、これによつて資源をできる限り維持していき、擁護していきたい、こういうことではありますから、第三国に対して保護になつても障害になることは絶対ございません。そういうわけでございまして、これは別に、しかもまた第三国を拘束するものでもないものでありますから、その御心配はないと存じます。

○横崎委員 共同規制というものは、その海域について関係のある利害国がそれぞれ話し合つた場合、資源の維持という点からはその目的を達せられないではございませんか。私が申し上げたいのは、まさに、共同規制区域をつくるというならば、関係国、あの地域では、北のほうの海域では、あなた方が共同規制区域をつくつたあの海域では、少なくとも日本と、あなた方が言う韓国と、それ

から朝鮮民主主義人民共和国、三國、あるいは中国、こういった國々の関係する海域であります。したがつて、それらの沿岸國の話し合ひなくしては、ほんとうの資源保護という意味の共同規制区域は設けられないはず。それを、北鮮を無視して、単に日本と韓国だけであつて共同規制区域をつくつたということは、私が指摘したいのは、まさに北鮮というものを否認しておるのではない。つまり、韓国側が言つておる、あの憲法にいう、全半島を韓国は支配しておるという、それにあなた方が合せておるんだということを私は言いたいのです。そういうことなんです。

○坂田国務大臣 だんだん意見が一致するようでありまして、つまり、北のほうを無視しておるというわけではないということはお承知をいただけたと思つたのです。ただ、完全に資源を擁護するのはどうするかということになれば、世界じゅうの國々が全部一致してきめるのが一番いいと思つた。そこまではなかなか容易ではないことではあります。現在の共同規制区域においても、まだ実は十分じゃございません。これはやはり、ほんとうから言へば、もつと科学的な研究をいたしまして、そして十分漁獲の資源の調査をはつきりさせて、その上でやつていくということが一番大事だ、根本であると思ひますが、それがなかなかこれから相当時日も要するものでございまして、この規制区域においては、現実のいわゆる漁業の実態をそこなわれないようにしていきたいながら、しかも漁業の資源を圧迫しないようにということを考へつつ、これができ上がつておるということをお願いいたします。

○横崎委員 いまの点は、これもいずれ漁業協定を本格的に審議するときに私は質問したいと思ひます。

では、いま一つお伺いしておきます。竹島には、日本の地図では専管水域がない。では、島根、山口等のあの竹島水域に漁業権を設定しておる関係漁民は、竹島周辺に出漁できますか。

○坂田国務大臣 竹島の問題でございますが、つ

まり、漁業水域の問題にしても、この条約が発効してからお互いに設定することになることは御存じのとおりでございます。ですから、発効後の問題ではあると思ひます。しかし、竹島の問題につきましては、実はいろいろの紛糾の根本問題がまだ解決しておりませんので、私どもとしては、発効いたしましても、これに漁業水域を設けることについては、どういたそうかということについて検討中でございます。

○榑崎委員 私の聞いてゐるのは、竹島に専管水域を設けるかどうかを聞いておるのではないのです。実際にこの協定がもし成立するならば、山口、島根の関係漁民が竹島周辺に出漁できますかというのを聞いておる。出漁できますかということをお願いする。できるかできぬか、現実の問題として答えてもらいたい。

○丹羽政府委員 お答えいたします。

漁業関係におきましては、北鮮の問題も含めまして、明快に割り切れないで、安全をとつて操業の指導をするという例は多々ございます。したがって、竹島につきましては、ここが紛争になつてゐる現状でございますので、行政面では、竹島の周辺にはあまり操業しないような行政を当分続けたら、かように思つております。

○榑崎委員 では、いまの答弁は、竹島周辺には操業に行かないように指導するというわけですね。つまり、行けないということですね。

○丹羽政府委員 韓国が専管水域を引くか引かないか、あるいは引いた場合に、わがほうがかこれに對して外交ルートを通じていかにするかという問題もございしますが、法律的に行けないということではないのでございまして、行政指導として、行かないような指導をする、こういう趣旨でございます。

○榑崎委員 これから先は、関連でございますから、石橋さんに続けてもらいます。

○石橋委員 私は、次にいまの問題をお尋ねしようと思つておつたわけです。それで一部分がわかつたわけです。竹島の周辺にはなるべく漁船

は近寄らないようにしろ、そういう行政指導をするという、日本政府としてはまことに弱腰の態度を示しておられますが、韓国のほうでは、独島周辺にも専管水域はある、つくる、これまた日本が合意しなければ通常基線方式によつてつくる、こういうことを国会で再三言明いたしております。これは御承知ですか、農林大臣。

○坂田田務大臣 いまのことについては十分存じておりませんが、ただ問題は、兄貴分として、いま問題が……（兄貴分というのは何だ）と呼ぶ者あり）それは、そういう関係がありますから、この争ひのあるところにわざわざ専管水域を設けていくということはおとなしくない、そういう考へであります。しかし、時によつては専管水域を設けるということにいたさなければならぬかも知れません、いま現在どうかということになります、いま検討中であるということをお願い申し上げます。

○石橋委員 韓国の議会のことまでは知らぬとおつしやいましたから、ちよつと簡単に紹介しておきます。八月十一日の韓国の特別委員会におきまして、農林部長官の車という人は、「その直線基線を使用することに関する交換公文にない海岸線はわが国の領土周辺にはこれは当然通常基線によつて専管水域が引かれるということを申し上げまして、したがつて、そのような原理によつて独島周辺にはそのような専管水域が引かれるのでございまして。」こう言つてゐるんです。日本のほうは、なるべく近くに行つて魚をとらないようにしろと行政指導するところ、向うのほうは、通常基線方式でも専管水域を設けて、日本の漁船は絶対に近づけない、いまの竹島問題についての両国の態度、これは最も象徴的に示してゐると私は思ふ。いかにも竹島は紛争問題であつて今後いずれかの機会に平和的に話し合ひによつて解決するかのごとく國民に言つておりますけれども、ただこの一点を見ただけでも、完全に押されておる、こう考へて私はいいのじゃないかと思ふ。

事実、向うのほうの大臣は、国会において非常に微妙なことまで言つております。ということはどういうことかと言つて、速記録を読むのをやめまして、要約しますと、佐藤内閣は大韓韓国の意を体してゐる、すなわち、竹島の今後の取り扱いについては、佐藤内閣はとにかくわれわれの交渉の当事者であつたんだから経緯を全部知つてゐるからよくわきまえておる、しかし佐藤内閣永遠に続くものじゃない、あしたにでも倒れるかもしれない、そういう場合に、新しい内閣が出てきて、そんな過去の経緯は知らぬ、竹島問題は明らかにこの紛争に関する交換公文に該当するんだと言つて、がたがた言つてきて、やつてこれないような手はちゃんと打つておる、そこまで説明してゐるんですよ。なぜならば、調停に持ち込もうつたつて西国政府の合意が要るんだ、われわれ絶対合意なんかしないんだから、しかも解決するとはいつておらぬ、こういうふうな説明まで加へておるんですよ。こういうふうに見ていきますと、現在の行政措置といひ、とにかく竹島については、現実的には放棄したのではなからうかという國民のこの疑惑は、私は解消できないと思ひます。

大休昼休みにしろという理事さんのほうからの指示でございますから、一応この程度にとどめて、あとは本会議終了後に続行させていただきます。

○安藤委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後三時半より再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時四十八分休憩

午後三時三十六分開議

○安藤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。石橋政嗣君。

○石橋委員 最初に総理大臣にお尋ねをしておきたいと思つたわけですが、今度の日韓会談にあたりましては、両国の間におきます懸案事項はすべて

一括解決する、こういうことを再三公約してまいつておるわけでございますが、この公約は果たしたとお考へになつておられるかどうか。すなわち、一括解決というものは公約どおり実現を見たとお考へになつておられるかどうか、お尋ねいたします。

○佐藤内閣総理大臣 公約どおり一括解決したと思つてゐるかどうかというお尋ねでございますが、いま提案いたしております各項目、ごらんになつてもおわかりになるように、全部がいわゆる文字どおり一括解決したと、こういうものではなない。しかしながら、それぞれのものが最終的、また完全に片づいたものもありますし、竹島のようない、その方向がきまつた、こういうようなものがございます。私は、ただいまお尋ねがございましたが、まず、いわゆる公約の線、これらの条約あるいは協定、それぞれが片づいた、かように私は確信しております。

○石橋委員 厳密にいへば、竹島問題というものが解決を見ておらないという点からいって、一括解決とは言えないわけです。しかし、それだけではないわけで、平和条約の第四条に規定されております問題が一つ何ら解決を見ておらない。これはどういふわけでございますか。四条の(ウ)ですから、郵政大臣からでもつけようです。外務大臣からでもつけようです。

○郡国務大臣 折半をいたしますことは、すでに四条(ウ)項でございまして、国交回復の基本的な問題でもございせんし、現に断線もいたしておる、技術的な点でもあるということで、交渉を後日に譲つております。

○石橋委員 いままで予算委員会や通信委員会で、再三政府が言明しておるわけです。この平和条約第四条(ウ)項についても最終的に解決をするんだ、こういう態度を政府は何回となく明言しておられます。これをたな上げにしてしまつて、ほかの問題についてのみ処理してしまつてということになると、この問題の処理にあたつてまた日本は不利になる、こういうふうには私は思ふのです。とい

うのは、第四条(イ)項において、日本国と朝鮮との間の海底電線を分割するということは規定されておられますが、その分割の方法というものが必ずしもいわけでしょう。日本側は対馬から釜山の間を分割しようという。韓国側は釜山から釜山までの間を分割しようという。双方に意見の違ひがあるのです。この問題だけを切り離してたな上げしておいたときに、筋の通った話ができると思いますが。やはりこういう一連の問題を一緒に処理しておきたいというのが基本的な政府の態度でなくちゃならぬと思うし、いままでもそうするとおっしゃってきいておるわけです。いまのような説明では納得がいけない。一体、それではこの分割についてどの辺まで話し合いついておるのですか。

○郡国務大臣 四(イ)項によりまして、終点施設と、それを結びつける海底電線を折半いたすのでございませう。特に不利になることはございませう。この交渉の経過につきましては、外務当局からお答えいたします。

○石橋委員 そうしますと終点施設というのは、福岡ではなくて対馬であるという点については合意を見ている、こういうわけですか。

○郡国務大臣 終点施設が対馬であります以上、当然のことと解釈いたしております。

○石橋委員 日本政府の主張はわかります。しかし向こうの主張はそうじゃないのです。その両国の間で合意しておられますかとおるのです。

○郡国務大臣 ただいま申しましたとおり、今後細目のとりきめはいたすことに相なっておりますけれども、両者の間でいままでも話を進んでおりまする点、これは先ほど申しましたように、外務当局からお答えをいたしますが、終点施設と、その終点施設間の折半というところは疑いのないこととでございます。問題はございませう。

○石橋委員 それでは外務大臣にお尋ねしますが、ただいまの点は両国の間で意見の一致を見えておりますか。

○椎名国務大臣 担当局長からいたさせます。

○後宮政府委員 お答え申し上げます。二月に大

臣が訪韓されました、基本条約の問題を話し合いましたときに、できれば一緒に海底電線の問題も片づけようという計画はあったのでございませうが、ほかの条項の問題で時間が長引きました、結局これは、基本条約成立の必須の問題でもないから、具体的な交渉をあとに繰り延べようというところで当時日韓間で話し合いつきました、基本条約の前文に、サンフランシスコ条約を想起するということを入れることによつて、その中に例の四(イ)の問題も含んでおるといふ解釈をとつたわけでございます。その後、この十月二十八日でございますが、代表部のほうからこちらへ接触がございまして、韓国側でも、この問題を、できればこの全体の条約が発効する前に片づけたいという意思を表示してまいりましたので、目下関係当局との間に交渉開始の日時等について協議して研究している段階、そういうところでございませう。

○石橋委員 意見が一致しておらないからその間に合わなかったのでしょうか。おかしいじゃないですか、そうでなければ、それでは、どのようにして分割するか。福岡―釜山間を分割するか、対馬―釜山間を分割するか、この最も大切なところが意見の一致を見えておらない。

次に、日本と韓国との間だけでこの分割ができるわけですか。第四条(イ)項でいいますところの「分離される領域」というのは、一体平和条約においてどこを示しておるのか、この点は外務大臣にお尋ねします。

○椎名国務大臣 担当局長に答えさせます。

○藤崎政府委員 平和条約二条で日本から分離される地域としましては、朝鮮全体であるというところは前から答弁いたしたとおりでございませう。第四条のその地域の当局というものといたしましては、日本政府は北朝鮮のいわゆる政権を、合法的な当局と認めておりませんので、これと何ら財産請求権の問題等について話し合いをすべき立場にないわけでございます。

○石橋委員 平和条約の話をしているのですよ。平和条約の第四条(イ)項について私は聞いているの

です。この第四条(イ)項によると――参考のために読みます。日本国とこの条約に従つて日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。とあるわけですか。ここに出てまいりますところの「日本国の支配から除かれる領域」、「分離される領域」、これはどこをさしておるのか。

○藤崎政府委員 それは朝鮮全体でございませう。

○石橋委員 ここにもはつきり出てきておるわけですか。戦後処理の問題として、いま朝鮮の問題を取り上げておるわけですが、平和条約で規定された部分についても、韓国とだけ話し合ひをしては解決のつかないというりっぱな例じゃないですか。いま条約局長認めたように、全朝鮮と日本とで分割しろというのです。これが平和条約の、われわれに対して、日本政府、日本国民に対して課した義務です。そうしますと、韓国とだけ話し合つたって、これは片づきませんでしよう。だからこそ今度は間に合わなかったのじゃないですか、外務大臣どうなんですか。韓国とだけこれは処理してしまふつもりですか。

○椎名国務大臣 韓国とだけ片づかない問題はこれだけではありません。請求権だつてそのとおりでありますから、休戦ライン以北の問題は残つたということになるわけでありませう。

○石橋委員 それではまた従来の政府発言と違ひます。総理も一括解決とおっしゃつた。しかも、その一括解決の中には、この四(イ)項による海底ケーブルの分割というものが入るといふこともいふ郵政大臣も確認した。いままでも予算委員会、通信委員会でも再三言つておる。日本と韓国との間で話を付けるのだと言つておつたことを、今度はまたきよりは訂正するのですか。

○郡国務大臣 支配から除かれる部分につきましては、わがほうの交渉いたすべき部分でございませう。終点施設とその中間で分割をいたしますから、そういった事実と、事柄は日本と韓国の事

柄でございませう。それから先の支配から除かれた部分については、わがほうの関知するところではございませう。

○石橋委員 全然政府内部の意思の統一がなされておられません。これは、どうなんだつて藤崎局長が言つたとおりの解釈しか出てきません。日本国の支配から除かれる領域は、第二条で規定されているのです。分離される領域というの平和条約で規定されているのです。これは全朝鮮です。したがって、この話し合ひを進めるには、日本と韓国と、北の現にオーソリティーとしての政府と、三者によらなければ話し合ひがつかないという結論が出てこなければならぬはずなんです。従来の日韓会議で一挙にこの問題を解決するというのがおかしいのですよ。法理論からいっても。だから、それならそのようにあつたりとお取り消しになつて、いままでは間違ひでした、うそを言つておりましたと、こう言えはいいのです。

○藤崎政府委員 私はケーブルの布設状況をよく実態を存じませんが先ほど答弁いたしました、実際に日本と朝鮮半島との間に結ばれているケーブルというのは、すべて韓国に上がつておるわけでございまして、そうしますと、私が先ほど抽象的に申し上げたことが当てはまるようなケーブルはないので、全部日本と韓国政府の間で話をつく、そういう実態だつてございませう。訂正いたします。

○石橋委員 あなたに実態なんか聞きませうよ。私はちゃんと分けて聞いていますよ。あなたには法律のことを聞いています。平和条約の第四条(イ)項でいうこの「日本国の支配から除かれる領域」、分離される領域というのは全朝鮮、だれが考えたつてそうじゃないですか。法律のABCを知っている者ならみんなそうしか解釈出てきませんよ。全朝鮮の財産、日本から独立する。ところが、その相手が二つになつたやつたのです。どつちによれというようになつて日本政府がかつてにきめることはできませんよ、平和条約によつて。幾ら施設が南にあるからといって、かつてに南に

やつてよろしいという解釈がどうしてこの平和条約の四条の(9)項から出てまいりますか。

そこで四条(9)項で厳密に解釈していけば、これは日本と韓国との間だけでは話し合いのつかない問題である、したがって、今度はほかの問題と切り離したんだと、これなら筋が通るのです。総理、いかがなですか。

○郡国務大臣 御指摘の点は、日本から韓国を通過して、そうして北朝鮮にケーブルがいっているというところをおっしゃるのだと思いますが、終点施設というものは日本と韓国の間にあるのでありますから、両国で話がまとまれば、残りの部分はわがほうの支配から除かれておるのでございまして、関与するところじゃございません。

○安藤委員長 関連質問の申し出がありますので、この際これを許します。岡田春夫君。

○岡田委員 ちよつと関連ですから、一問だけ伺いたいですか、郡郵政大臣、藤崎条約局長、海底ケーブルは北朝鮮に届いてないのですか、もう一度確認したい。

○郡国務大臣 ケーブルの北に達しておりますものが千崎、鬱陵島、元山であります。しかし、終点施設は韓国の鬱陵島でございまして。

○岡田委員 あなたはいままではっきりその点言わなかったでしよう。あなたの、電電公社の財産の中に、昭和四十年の施設として鬱陵島、元山というのがあるじゃないか、終点施設であろうがなかろうが。ここにあるのは、一切の終点施設からどこまで結ぶというのを書いてあるのです。これは北朝鮮に及んでいるじゃないか。そういう言いかけんなことを言っちゃだめです。あなた、財産にはつきり書いてあるじゃないか。条約局長、あなた、取り消しなさい。あるじゃないか。そういういいかげんなことを言っちゃだめです。あなた、いいかげんなことを言っちゃだめです。取り消しなさい。

○郡国務大臣 いまの公社の資産の点をお答えいたします。

公社は海底ケーブルについての未処理資産を一括して未処理資産と掲げておりますが、分割になりまます分は、先ほど来申し上げておりますように、日本と韓国の間だけに問題が起つております。

○石橋委員 一応私の提起しました問題点はわかったと思ひます。私は平和条約の四条の(9)というものを忠実に実行しようと思ひ、これは三者の間で、南北朝鮮と日本と、三者の間でやらなくちゃならない問題だと思ひます。決して日本と韓国だけの間で話し合いのつく問題ではないということに指摘したかったわけですから、そういう問題がほかにもあるというのを外務大臣もまたお認めになりました。請求権の問題でも、ある。たくさんあるのです。

ところで、この海底ケーブルは、米軍が故障するまでずっと使ってきたわけですから、この点は御承知だと思ひます。その使用料が払われておるわけでございますが、幾ら払われておるのか。いまその米軍からもらった使用料というものはどういふふうになつておるのか、この点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○郡国務大臣 米軍と公社の間に協定を結びまして、二十九年八月一日にさかのぼりまして単位当たりの使用料を契約いたしました。受け取りました額が八億一千万円にのぼつております。(二十九年の前はどうか)と呼ぶ者あり)その前に五億ございまして。

○石橋委員 金額を、二十九年八月一日から三十八年八月十五日まで八億とおっしゃいました。その前はおそらく平和条約発効の二十七年四月二十八日から昭和二十九年七月三十一日までの分を言つたと思うのですが、それを五億と言ひました。両方ともそのぼつくり間違ひございせんか。

○郡国務大臣 先ほどあるいは数字で取り違へておりましたらいま申し上げるとおりにお聞き取り願ひたいのですが、二十九年八月一日以降五億一千万でございまして。

○石橋委員 先ほど八億と言つたのは五億一千万、五億と言つたのは七億七千八百万円じゃないのですか。そつちのほうはそのままでいいですか。

○郡国務大臣 二十九年八月一日以降五億一千万でございまして。

○石橋委員 その以前の分です、あなたが五億と言つた。

○郡国務大臣 政府委員からお答えいたします。

○野口政府委員 お答えいたします。

二十九年の七月三十一日以前が約八億円でございまして。それ以後が五億一千万円でございまして。

○石橋委員 この辺の、実際に金をもらったのですか、もらわぬのですか。もらつたならば、正確な数字くらい事務当局は知つておらなければいかぬでしよう。どうなんですか、それは。最初に言つて下さいよ。もらつたのか、もらわぬのか。もらつたなら幾らなのかな。

○郡国務大臣 ただいまの金額はそれとお受け取つております。必要があれば電電公社のほうからお答えいたします。

○石橋委員 そうしますと、その使用料は今後どういふことになるのですか。日本政府が預かつたという形になつておつて、朝鮮に渡す分は保留しておる、こういうことになるのですか。それとも米軍のほうに返すということになるのですか。

○郡国務大臣 先ほど申しましたように、さかのぼりましてわがほうから、公社から米軍に返還をいたすことになつておりますから、その折半点が決定いたし、先ほど来申しておりますように、終末地点の間の半分を米軍に返還いたすことに相なつております。

○石橋委員 問題は二つあるんですよ。先ほどから分けて私聞いておるわけですが、契約が結ばれますまでの時点と、正式に契約が結ばれたあとの時点と、二つあるわけですね。両方とも同じ扱いをなさるつもりですか。

○郡国務大臣 暫定的に話し合いを進めております。

○石橋委員 それはどういふ立論に基づいてですか。

○郡国務大臣 折半の原則がきまつております以上、韓国に帰属すべきものは帰属すべきものと存じます。

○石橋委員 だから聞いておるんですよ。韓国に返すのと米軍に返すのと違いますよ。あなた一緒くたに考へておらぬですか。なぜわざわざこう分けて私が聞くのですか。米軍と契約した二十九年の八月一日から以降の分は、これは折半が話し合いがつけば朝鮮に帰属するものは米軍に返して、米軍から朝鮮のほうに持つていってもらう。その前は契約は何にもないんですよ。そうすると日本政府が直接朝鮮に返さなければいかぬわけでしょう。そうじゃないんですか。どうしてですか。それを聞いておるのです。

○郡国務大臣 契約にございましてとあり、二十九年八月一日以降の分は米軍と韓国との問題であることを明らかにしております。さういいたしなするならば、その以前のものも当然同様に扱わなければならぬものでございまして。

○石橋委員 そんな理屈が通りますか。二十九年の八月一日、ここからの分はちゃんと契約がある。その前は契約がない。契約がないけれども、二十九年から実施した形と同じ扱いになる。何の根拠があつてそうなりますか。先のほうに契約があつて、あと契約がなかつたら既成事実で、そしてやつたという理屈も、ある場合には成り立つかもしれない。逆じゃないですか。どうしてそんな立論が成り立ちますか。自分でもおかしいと思ひませんか。

○郡国務大臣 すでに平和条約によつて折半がきまつておるのでございまして。さういいたしなすならば、当然私が申したように扱うのがあたりまえでございまして。

○石橋委員 この問題について、先ほど申し上

げたように、全然話は進んでないんです。だから使用料のどの部分を何%向こうに返したらいいか、全然見当もつかないんです。あなたはいかにももうすぐ話し合いがつくようなことを言っておりますけれども、かりに日本と韓国との間だけで処理しようと思っても、なかなか簡単に片づく問題じゃないんです。こういうときに一括解決しておかなければ、ますます不利になります。日本側の立場は弱くなります。この意味はおわかりでしょう。法律論からいけば、私は韓国だけを相手にするのはおかしいということをまず申し上げておきます。一步譲って、あなたの方のような立場からいっても、いま一緒に片づけておかなければ、これでまた押されるじゃないですか。そういう点から一括解決というのを出てきたわけでしょう。とにかく、こういうおかしいことだらけなんですよ。この点についてまた関連があるそうですから譲ります。

○安藤委員長 関連質問がありますので、これを許します。岡田春夫君。

○岡田委員 郵政大臣、あなたに伺っておきますが、二十九年以前にさかのぼるといふのはどういう法的根拠によりますか。

○都国務大臣 平和条約が発効いたしました、それによって折半がきまつております。そういたしますれば、韓国に属する部分の返還というものは、平和条約から当然さうに考えなければならぬこととございます。

○岡田委員 ではあなたに伺いますが、在日米軍に返すということをきめたのは、どういふ協定ですか、それはいつの協定ですか。もつとはつきりしましょう。一九五五年の六月二十三日、日韓間の海底ケーブル料金及び使用条件、公社側吉澤営業局長、アメリカ側ファウツ、この第七項に基づいてやったのでしょ。違いますか。

○都国務大臣 吉澤・ダンパーマン間で契約をいたしました。

○岡田委員 それに間違いないですね。いいんですね。それでは協定の第七項に、「返還されるべき金額は、日本及び韓国間の協定に従って設定される専用回線の専用料のうち、日本及び韓国側で再分されるものと同一の基礎に基づいて決定されるものとし、且つ一九五四年八月一日にさかのぼるものとする。」二十九年にまでさかのぼれないので、それ以前にはさかのぼれないことになつていないか。あなたはいかげなことを言つちやだめですよ。協定は昭和三十年に結ばれた。料金の支払いは、二十九年の八月一日までの料金は在日米軍に払うということになつてゐるのだ。それ以前の分は何も協定にないですよ。いかげなことを言つちやだめですよ。

○都国務大臣 それでありますから、先ほど来たたびたび二十九年八月一日にさかのぼり正式協定はいたしました、しかしその以前につきましても折半をいたしました以上、すでに韓国に帰属した分は返すべきものであるということをお願いしております。同じことを絶えず申し上げております。

○岡田委員 それじゃあなたに伺いますが、請求権の協定は、あなた御存じのはずだ。今度請求権の協定の第二条第一項に基づいて、韓国が持つてゐる日本に対する権利並びにその請求権は一切最終的に解決する。そしてそれに基づいて二条の第三項によつて、国内法の手続によつて、韓国の請求権は日本の国内においてこれはゼロになる。私に必要ないじゃないか。払ふ必要あるのか。あなた払わなければならぬと言つたが、払ふ必要ないじゃないか。どうなんですか。

○都国務大臣 請求権の場合と、この米軍が支払ひました使用料の場合と、こうして海底ケーブルについてきちんと平和条約できまつております以上、私が申しました別の考え方をすることは不可能でございます。

○岡田委員 そんなあなたはいかげなことを言つちやいけませんよ。さつきからあなた言つてゐるじゃないの。海底ケーブルの終点間における北の部分、その所有権は韓国なんですよ。その所有権に基づく料金、それを日本がもらつておるんですよ。それは請求権でしょう。違ひの。

その請求権も一切の中に——あなたよくごらん下さいよ。請求権の協定の第二条の一項には、平和条約第四条の(四)項を含めてその他一切の請求権と、こう書いてある。したがつて、四条の(四)項もこの中に含むのだ、こう解釈せざるを得ないじゃないか。当然それじゃ払わなくてもいいことになつていないか。どういふ解釈になるか。

○都国務大臣 米軍とわがほうの公社とでいたしたことでございまして。したがつて、アメリカと韓国との関係が残つておるのです。わがほうの公社が米軍に対する関係でございますから、いまのお話とは別でございます。

○岡田委員 いまのケーブル問題について、二、三の点ちよつと関連的に御質問をいたしたいと思ひます。第一点は、この海底ケーブルは何に使つておりますか。それから日韓間に何本ありますか。この二つの点をまず伺ひます。

○都国務大臣 元来一般通信用に使つておりました。しかしながら、終戦後は米軍が公社と契約をいたしまして使つておりました。海底ケーブルの数は十一本と心得ております。

○岡田委員 現在使用中のものは、朝鮮戦争以来、終戦以来十一本の中で二本でしよう。それからもう一つは、この二本は全部軍用線ですね。ケーブルの二本の中のいろいろな往復回線その他を入れると、五十六本のはずだ、全部軍用線のはずだが、この点をもう一度確認をしておきたいと思ひます。

○都国務大臣 十一本のうち二本を使ひまして、途中でいったん修理をして、その後断線いたしましたことは御承知のとおりでございます。いかなる中身に使つておりますかは、もし必要があれば公社のほうからお答えいたします。

○米沢説明員 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、電話ケーブルとしては二対でございます。そしてこのケーブルは、もう二年前に障害を起こしまして、全然使つておりません。それからどういふ用途かといふと、これは公社と米軍との間の契約によつてやつておるのであ

りまして、それがどういふものであるか存じません。

○岡田委員 米軍によつて取りきめてゐる民間使用というのがありますか。米軍と取りきめたのは、軍用にきまつてゐるじゃないか。そんなことはわかり切つてゐるじゃないか。そんないいかげんなこと言つちやいかぬ。もう一ぺんそれじゃ軍用であること——これは軍用であるかないかは非常に重要ですよ。はつきりしておいてください。

その次は、あなた二本使つてゐるとお話しになりましたが、その二本のうちの一本、第二ケーブルの部分は、朝鮮戦争の当時において、アメリカがこれを修理した。それによつて、この部分に關しては米軍の所有権に關するものでしょう。日韓の問題ではないでしょう。どうなんですか。

○米沢説明員 お答え申し上げます。いまの米軍との関係でありますから、まあその範圍において行なわれてゐると思ひます。それから修理の問題であります。それは所有権はないことになつております。

○岡田委員 あなたはそれを言つちやいかぬですよ。あなたはあとから總裁になつたかも知れぬが、昭和三十一年の二月二十四日、電電公社を代表して、その当時の特設課長が、修理の箇所三十キロは米軍の財産であるとはつきり言つてゐるじゃないの。あなた、それはどうなんですか。日韓の間だけで解決できる問題じゃないんじゃないか。那さん、あなた日韓だけで解決できると言つたのはうそじゃないか。米軍の財産をどうするのですか。米軍の財産はどの分なんだ。

○米沢説明員 お答え申し上げます。ただいまの部分、米軍の財産でないと思つております。

○岡田委員 それじゃさつき私の言つた、特設課長の言つたのは間違つておるのですか。

○米沢説明員 特設課長が申しましたのは間違ひでございます。取り消したいします。

「そんなでたためな話はない、本人が取り消しなさい」と呼び、その他発言する者あり」

○安藤委員長 お静かに願ひます。

○岡田委員 であらめなことを言つてはいけません。よ。間違っているでしょう。それじゃその点を……

時間がありませんからまとめて質問をしておきますが、郵政大臣、特設課長の言うのは間違つております、この点を郵政大臣は所管ですからね、明確にしてください。

それからもう一つは、郵政大臣は、終点の地域間における二等分である、こういうふうに言われましたが、これは間違ひありませんか。しかもその終点区間における二等分というのは、日本政府のいつからの態度ですか。

○郵務大臣 終点施設間の二等分でありまして、これは、平和条約発効当時から変わらざる政府の意見でございます。公社の總裁が答へましたとおり、保守を公社がいたし、またその間——私その経過は明瞭にいたしません、かりに米軍が修理をいたしたとしても、その所有権は主張いたさないことに公社と語がついております。現在日本と韓国とが交渉いたしまして決定するに、何ら支障のあることはございません。

○岡田委員 昭和三十五年五月十日、安保条約の特別委員会において、当時の横田副總裁は、福岡—釜山における、いわゆる終点間における二等分とは必ずしも言えない、対馬と釜山間の二等分と、その二つの態度をいま検討中であると答えておる。必要があれば読んでもよろしい。日本からするならば、当然これは日本の布設した海底ケーブルでありますから、日本の領域である対馬から、そしてその対馬と韓国の領域である釜山との間の二等分の説をとるといふ横田副總裁の立場というの、一つの根拠があると思ふ。その根拠に基づかずして、ことさら釜山と福岡の間であるあなたが言っているその根拠というの、われわれにとつてはわからない。あなたは初めから釜山と福岡の間だ、こういうふうに言っているが、この点については、非常に私はそういう態度は違ふと思う。こういう点を明確にしてもらいたい。

○郵務大臣 聞いていておわかりと思いますが、私は本日でも対馬—釜山間ということばかり申し上げておりました、おっしゃる通りに那が福岡—釜山間などと申したことは一べんもございません。

○岡田委員 あつて関連があるからですか、私は一括して伺います。

一つは、平和条約の締結によつて、北の部分の所有権は、当然これは韓国に移つたということになるわけですね。そうするならば、北の部分に対してその料金を日本がもちろむというところは、おかしいではないか。北の部分も含めて使用料の料金を日本がもちろむというところは、おかしいではないか。それが一つ。

第二の点は、先ほどその料金は二十九年前後と分けて合計十三億円で、こう答へましたね。その十三億円以外に未払いになっている金額があるはずだ。昭和三十五年の未払いの金額は、われわれは知つております。約四十億円であるということ、これを横田副總裁は答へております。今日幾らになつてゐるのか。その二つの点を伺いたい。

○郵務大臣 お尋ねにもございまして米軍と公社との関係の二本の線は、日本と韓国との間の折半の問題でございます。それ以外に、韓国からさらに北にいつております分については、現在使つてもおりませんし、それからわがほうの支配から省かれております。

それから、いま地位協定等によりましてわがほうと米軍との間の折衝がまとまりませんでした。この金は点をお話しになつたようでございます。この点は日韓のケーブルとは全然関係のないものであることは、御承知のとおりでございます。

○岡田委員 郵政大臣、あなたは先ほど私は福岡とは言つたことはありませんとされた。と同じように、私もあなたに言ひました。私は、北朝鮮の分はどうかと聞いたことは全然ありません。私の言つたのは、北の部分というのは海底ケーブルの北の部分であつて、韓国の分のことを言つてゐるのだ。韓国の分については、平和条約に基づいてこの北の部分の所有権というのは

韓国に移つたのだ、その移つた部分まで含めて、それを電電公社が全額として使用料をもちろむというの、筋が通らないではないかというのを聞いてゐるわけだ。その点はどうかというのを伺いたいというわけだ。

それから第二の点は、未払いの分については、当時の横田副總裁は、未払いとして四十数億円と言つてゐます。これは明らかに関係があるからさう言つてゐるのです。関係のあるなしにかかわらず、その金額を言ひなさいよ。

○郵務大臣 ケーブルに關係いたしません未払い金の点につきましては、公社の總裁からお答えいたします。

○岡田委員 いや、前の分の答へは……

○郵務大臣 初めのお尋ねについてお答えいたします。

協定が、区分がはつきりきまりました。昨には米軍に公社が返還する約束のもとで米軍から受けておりますので、そのようにして公社が整理いたしておりますから、何ら疑義のあるところではございません。

○岡田委員 これは、あなたは疑義があるかないか知らぬ。疑義があるかないか明らかにするためには、その間の協定を全部明らかにしない限りは、国会の審議はできないです。

それで、こういう協定があるはずだ。電氣通信電波に關する合意、アメリカと日本側との合意がある。電氣通信サービス基本契約、日韓海底ケーブル料金及び使用条件に關する合意、いわゆる吉沢・ファウツ協定、それから米軍による日韓海底ケーブル使用についてという協定、覚え書き、これをわれわれと見ない限りは、あなたがどういふように解釈をされようと、われわれとしては正當な判断ができないわけだ。国会は審議するわけだからね。あなたは、やはり北の部分に韓国の部分があるならば、われわれの常識から言ふならば、その料金をアメリカが日本に払うのではなくて、韓国とアメリカとの合意ができた場合において韓国に払うべきなのであつて、日本の電電

公社に対して全体の部分を払うというのは、筋が通らないと思う。(現にアメリカが払つておるじゃないか)と呼ぶ者あり。払つておるから問題なんだよ。大臣をやつたくせにそんなことわからぬのか……

○安藤委員長 岡田君、やじにとらわれずにやつてください。

○岡田委員 そのように北の部分、日本が所有権を持たない部分の料金の支払いを電電公社が受けるというところは、本来不当である。それはアメリカと日本の間の協定を結んでも、そのような協定それ自体がきつめて不当な協定といわざるを得ないということだ。そういう点についての見解を伺いながら、同時に、これらのたゞいま申し上げた協定をこゝで出していただきたい。そうでなければ、われわれはこれについて明確なあなたの意見を了解するわけにはいかないわけですから、そういう点についても伺つておきます。

○郵務大臣 協定によりまして折半が——地点等が明瞭になりましたときは合衆国と韓国との間で処理すべきことであるといふことを、協定ではつきりいたしました。そうして米軍が公社に払つておるのでございますから、何ら疑義はございません。

なお、お話のありました公社と米軍の契約等は、相手方のあることでございます。これを発表すべきものではないと考へております。

○安藤委員長 関連質問の申し出がありますので、この際これを許します。森本靖君。

○森本委員 ここで、ちよつと関連ですから、簡単にやります。(関連はよせ)と呼ぶ者あり。やがまし。要らぬことを言うな。関連でありますから簡単にやつておきますけれども、この問題についてはもう三年くらい前の……(発言する者あり)やがまし。要らぬことを言うな。

○安藤委員長 不規則発言は御遠慮願ひます。

○森本委員 三年前の予算委員会あるいはまた通信委員会においてしばしば私が質問をいたしまして、この問題については日韓交渉が完全に妥結す

る曉と同時に解決をつける、こういう約束になつておるわけであります。ところが、その問題がまだにたまたまの郵政大臣の説明では解決がついていない。そういう点については、私はやはり政府の怠慢であらうと思う。何回も何回も繰り返して私が質問をしたのであります。必ずこれは解決をつける。しかもこれは平和条約によつておるわけでありますから、対日請求権の問題とはおのずから別個になつていくわけであります。どうしてもそこに残つてきますのは、先ほど米郵政大臣が言つておられますように、二十九年の八月から三十八年の八月の十五日までは一応政府の言い分をわれわれは認めたといひまして、それについてはアメリカ軍と日本の公社との間において、これは協定がはつきりあるわけであります。海底ケーブル全長に対して料金を課しているのは、韓国の財産と決定される区間に対しては昭和二十九年八月一日にさかのぼつて米軍に対してこれを返還する、こういうことがはつきりあるわけでありますから、この問題については、そういうふうなかつたところにおいて政府が支払いをするということについては、まああなたの方の主張からいくとすればある程度妥協だらう、こう思うわけでありますけれども、二十七年の四月二十八日から二十九年の七月三十一日までの分については、そういう契約がないわけであります。そういう契約がありませぬから、本来ならば郵政大臣が言つておるようなことからいくとしますならば、この二十七年の四月二十八日から二十九年七月三十一日までの間に米軍からもらつておられます総経費のうち、の対馬と釜山間の半分は、韓国に返さなければならぬといふ結論になるわけであります。もつとも、それを返さなければならぬけれども、実際問題としては電電公社が修理その他をやつておるので、その修理代その他を差し引けば収支とんとんになつて払ふ必要はない、こういうことになると思つておれば、その間の経費を今回は明らかにしておかなければならぬ。

それから三十八年にこのケーブルが切れてもは使用にたえないという状態であるとするならば、この平和条約にありまふところの海底電線の問題については、もうこれで終わりなら終わりといふことを今回の協定の際にはつきりと置かなければ問題があとに残るわけであります。そういう点は国家的利益でありまふ。そういう点を一つもこれは明らかにしておらぬわけでありまふ。そういう点では明らかに政府としては、いわゆるこの海底ケーブルの平和条約にある項については職務怠慢ではないか。この際に、いま申し上げましたような問題については、一切解決をつけておくのが至当ではないか、こういうことでありまふ。

○郵務大臣 仰せのとおり、果敢早く解決をいたそうというふうなことをそのときどきの当局がお答えをいたしておられます。ただこのたび日韓の基本的な問題だけに限つていたします場合には、折半がすでにきまつてゐる以上、これをなるべく近い機会に解決はいたすけれども、このたび特に協定をいたさないでも問題は残らぬであらう。それからただいま御指摘のとおり、確かに前の分は保守費と差し引けば取り上げるような金額もございませぬし、すべて問題はむしろ御指摘のように限られておられますから、このたびの協定の中に入れてみせんでも、近い時期に必ず解決できることと思つておられます。

○森本委員 近い時期に解決をつけると言ひますけれども、これはもう四年ぐらい前から言つておる問題でありまふし、いまからまた、この条約が結ばれて、おそらく二十七年から二十九年の間の問題においても、やれ保守費がどうの、実際にこれのところはこれだけならなければならぬといふような意見がいろいろ出てくると思つておられます。そういう点については、今後海底ケーブルをやめて新しいマイクロウエーブならマイクロウエーブにするという交渉を行なう際において、この問題をまず解決をつけておかなければ、日本側としてはある程度不利益になる。現実に、すでに電電公社並びに国際電報が、こういう問題についての国内においても意見が違ふ。そうなつてまいりますと、これは韓国と日本とが折衝するという段階になりましても、かなり私はむづかしい問題になると思ふ。だから、大臣がしばしば解決を、解決をといふことを言つておられますけれども、こういう問題については、私はこの協約、協定を審議する際に、こういうふうな解決がついておられますといふことを言つてもいいか。それは、しばしば外務大臣も郵政大臣もそういうことを言つておるわけでありまふ。そういう点では、どういふわけが知らぬけれども、今回の韓国の基本条約について、非常にあつて今回合意に達した。だから、こういうことをやる間がなかつたのではないかと、あるいは忘れておつたのではないかと。たまたま私がいろいろなことを言うから、あつていまごろになつて想定問答をつくつて、そして答弁の資料をつくつておるといふのが今日の郵政省並びに電電公社の実態でありまふ。こういう点については、ひとつ十分に国家的な利益を考えながら、しかも平和条約にわざわざこの「海底電線」ということを入れた。この条項はなぜこういうものを入れたか、こういう通信といふものに對する非常に大事な観点といふものをひとつお忘れのないように、今後の問題については相当問題が残されておるわけでありまふから、総理から最後にこの問題についての考え方を承つておきたいと思つておられます。

と、これは韓国と日本とが折衝するという段階になりましても、かなり私はむづかしい問題になると思ふ。だから、大臣がしばしば解決を、解決をといふことを言つておられますけれども、こういう問題については、私はこの協約、協定を審議する際に、こういうふうな解決がついておられますといふことを言つてもいいか。それは、しばしば外務大臣も郵政大臣もそういうことを言つておるわけでありまふ。そういう点では、どういふわけが知らぬけれども、今回の韓国の基本条約について、非常にあつて今回合意に達した。だから、こういうことをやる間がなかつたのではないかと、あるいは忘れておつたのではないかと。たまたま私がいろいろなことを言うから、あつていまごろになつて想定問答をつくつて、そして答弁の資料をつくつておるといふのが今日の郵政省並びに電電公社の実態でありまふ。こういう点については、ひとつ十分に国家的な利益を考えながら、しかも平和条約にわざわざこの「海底電線」ということを入れた。この条項はなぜこういうものを入れたか、こういう通信といふものに對する非常に大事な観点といふものをひとつお忘れのないように、今後の問題については相当問題が残されておるわけでありまふから、総理から最後にこの問題についての考え方を承つておきたいと思つておられます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまの森本君の御意見は私も敬意を表します。これはまじめに、真剣に、わが国の利益を擁護する、守る、こういう立場で、またこういう問題を長く置いては、たいへんむづかしい事態になりますから、できるだけ早くこれを解決するように、電電公社、郵政省を督促したい、かように思ひます。

○石橋委員 次に、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定についてお尋ねをしたいと思ひます。

最初に事務的なことでございしますけれども、第二条の第二項の(ハ)に、「千九百四十七年八月十五日」というのが出てまいるわけですが、これはどう

ういう時点を意味するのか、ちよつと御説明を願つておきたいと思ひます。

○藤崎政府委員 これは終戦後日本におりました朝鮮人がだいたい引き揚げたりいたしました。それが大体終了するのこの年の前半くらいまでであった。それから、このときに日韓間に民間貿易関係が開かれた、そういうことでこの時点をとらえたわけでございます。

○石橋委員 この第二条の第一項におきまして「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(ハ)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」とございしますが、第四条の(ハ)項が全然出てきていないといふのはどういふわけでございますか。これは外務大臣にお尋ねいたします。

○椎名国務大臣 条約局長に答へさせていただきます。

○藤崎政府委員 平和条約第四条(ハ)項でございしますが、これは問題を提起してゐるのではなくて、あそこでの軍令三十三号は処理の効力を承認するといふことで、それは四条(ハ)項で全部カバーされておるものの一部について記述しておるわけでございます。

○石橋委員 (ハ)項で(ハ)項までカバーされておるといふのが私には理解できません。平和条約を讀んでみた場合に、どうしてそういう解釈が出てまいりますか。

○藤崎政府委員 (ハ)項で、日本と韓国それぞれの国民の間の財産請求権問題全般について特別取り扱ふの主題としてゐるわけでございます。(ハ)項では、韓国のほうにあった日本の財産、権利、利益について在韓米軍当局がとつた処理の効力を承認するといふことでございまして、(ハ)項に書いてあることも(ハ)項の内容の一部をなしておるわけでございます。

○石橋委員 そうしますと、今度の日本と韓国と

の間で懸案事項をすべて解決するという際に、この(ハ)の問題については一切関係がないとおっしゃるわけですか。

○藤崎政府委員 平和条約四(ハ)項のものはすべて平和条約で処理済みであった。したがって今回新たに処理する必要がなかったということでございます。もしも、お説のとおりでございます。

○石橋委員 (ハ)項の解決のためにいろいろといままで交渉が行なわれておるわけですね。この間にはアメリカまで介在していることは御承知のとおりです。最終的に処理されたというものが今度出てこなければならぬはずじゃありませんか。どこに出てきておりますか。

○藤崎政府委員 四(ハ)項の問題はサンフランシスコ条約で処理されてしまったわけでございますので、日韓間で新たに処理する問題じゃないわけでございます。

○石橋委員 そうしますと、この間から問題になつております一九五七年十二月三十一日の口上書、それから昭和三十三年十二月三十一日付、日本国外務大臣と大韓民国代表部代表との間に合意された議事録のうち、請求権に関する部分、こういったものは何のためにあるのですか。

○藤崎政府委員 韓国にある日本の財産、権利、利益といったしましては、前にも御説明申し上げましたが、かりにあるとすれば、東のほうの大韓民国の管轄区域が三八八度線以北に出た部分にあり得たわけだろうと思ひます。ところが、これも前に申し上げましたように、北鮮当局が没収処分をしておりまして、それを大韓民国側が休戦協定でその管轄のもとに置いたときには、また反逆分子のものとして没収したそうでございます。したがって、日本の取り分に関する限りは、韓国には実体的な財産、権利、利益というものは残っていない。こういうことは事実でございます。

ただそのほか、そういう部分に関する請求権と申しますか、文句をつける国際法上の権利とか、あるいはいしはば問題になつております拿捕漁船の関係とか、そういうような軍令三十三号で処理さ

れなかつたものが残つておるわけでございます。

○石橋委員 そういふ理屈でございますと、私はいままでの政府の国民に対する説明というものの間に矛盾があると思ひます。もうすでにこの第四(ハ)項は平和条約発効の時点で解決済み、こういう解釈をおとりになつておられる。それじゃ一体いままで何をしておつたのかという問題がひとつ残りますが、それは別として、それではこの(ハ)項の解釈について、従来の政府の考え方というものも変わつたのかどうか、確認したいと思ひます。というのは、この第四(ハ)項において、われわれはすべての日本国民の在韓財産というものを放棄したのではない。すなわち、在韓米陸軍政庁法令第三十三号というのは国際法違反である。これはヘーグの陸戦法規違反である。また世界人権宣言からいってもおかしい。こういう立場を最終としてこられておつたはずですが、われわれが放棄したのは、少なくとも外交保護権だけだ、こういう解釈をとつてこられたはずでございますが、この見解は変わりましてかどうですか、外務大臣にお尋ねします。

○藤崎政府委員 四(ハ)項についての日本政府の解釈が、当初から、日韓交渉に入るときに若干変更つて、それが三十二年末にまたその立場に戻つたといふことは、この前御説明申し上げましたが、そのことは三十六年に全部発表もいたしておりますし、皆さま御存じのとおりでございます。なお、この四(ハ)項で財産、権利、利益というものは全部処理されてしまつたといふことは、これは平和条約の処理でございます。これについて文句をつけない、もう国際法違反のことをやつても日本政府としては文句をつけないといふことは、平和条約の十九(九)条に規定してございます。そういうことをこの間も御説明申し上げたわけでございます。

○石橋委員 私は、長くなりますから、いままで政府が国会を通じて国民に説明しておりましたものを一々ここにあげません。簡単にお尋ねしますから、簡単に答えていただきたいのです。

この平和条約第四(ハ)項においてわれわれは——われわれはといふのは日本の政府はです。——国民の財産権の所屬変更、移転まで承認したのではない、外交保護権を放棄した、それだけだ、こういう解釈をとつてきた。これは間違いないでしょう。間違いないとすれば、いま、その外交保護権は放棄したといふ従来の説をそのまま維持しておられるのか、それとも変更して、外交保護権まで放棄したといふふうに変つたのか、これは外務大臣、責任を持つてお答え願ひたいと思ひます。

○推名国務大臣 外交保護権の放棄であります。これはもうたいへんなことですね。

○石橋委員 外交保護権を放棄したものでないといふことをいままで言つたことはないといふのですか。

○推名国務大臣 外交保護権の放棄である。周知をいたしました。

外交保護権を放棄したわけであつて、個人の請求権を放棄したのではないという解釈をとつておられたわけですか。——もう一度お尋ねします。国の財産権のみならず、個人の財産権の所屬変更、移転まで承認したといふのであるならば、外交保護権のみならず、個人のそれぞれ持つてゐるところの国際法上の請求権すら、個人の承諾なしに、不当にも国が放棄したことになるのではないか、こういう意味です。正確を期して私もお聞きします。

○推名国務大臣 外交保護権だけを放棄したのであります。

○石橋委員 そうしますと、各個人は韓国に対して請求権を持つておる、このように考えられるわけですか。

○推名国務大臣 条約局長から答えます。

○藤崎政府委員 韓国で、昔だったら米軍、いま

だつたら韓国政府当局が、それぞれの法令によつてとつた措置の効力を承認したわけでございます。したがって、当該の日本人が自己の権利を向こうへ主張しようとしても、これは向こうの国内法上の権利であるわけでございますが、それは実際問題としては取り上げられないだろうといふことになるわけでございます。

○石橋委員 そうしますと外交保護権も放棄した。日本国民の個人のいわゆる所有権というものが、これも全部、その当人の承諾なしに、日本政府がかつてに放棄した、こういうふうな認めていいですか。

○藤崎政府委員 前段におつした外交保護権のこととはそのとおりでございます。個人の請求権といふものは向こうさんが認めないであらうといふことを申しているわけでございます。この条約、協定で、そういうものを日本政府が放棄したといふことじゃないわけでございます。

○石橋委員 日本の政府は国民の生命、財産を保護する責任があるわけですよ。それがかつてに放棄したと同じ形になるじゃないですか。それに対して責任を持たないのですか。

○藤崎政府委員 それが外交保護権の放棄といふことでございます。

○石橋委員 いままでは分けて説明しておつたはずですが、外交保護権は放棄する。しかし個人の請求権は残る、こう言つてきたはずじゃないですか。では個人の請求権は残るというから、残つたつもりで韓国政府を相手に訴訟を起こそうとしても、それは実際は無理でしょう、受け付けられないでしょう。名目だけの請求権になるじゃないですか。権利はないのとひとしいじゃありませんか。今度のこの協定の中で何らかの措置がとられておれば別です。何にもとられておらないといふことは、実質的に個人の請求権まで日本政府が抹殺したと同じじゃないですか。これはすでに法律的問題を離れます。外務大臣、その点について責任をお感じになりませんか。

○推名国務大臣 先方のこれに対する措置とし

て、国内法の問題につきましては、これは外交上の関係でございせんからしばらくこれに触れませんが、とにかく外交上としてはあなたのおっしゃるような結論になるわけです。

○石橋委員 そうしますと、政府は外交保護権も放棄した、個人の請求権も実質的に放棄した、しかもその請求権者、所有権者というものの承諾は得ておりません。そうならば、これは必然的に日本の憲法に基づいて補償の義務を生ずる、このように考えますが、いかがです。

〔発言する者あり〕

○安藤委員長 お静かに願います。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。

ただいま条約局長からお話ございました趣旨は、この外交保護権の放棄ではある、しかしその在外財産自身は向こうの処理の問題であるということをお話しになりましたが、要するにそれをもう少しかみ砕いて申し上げますと、日本の国民が持つておる在外財産、その在外財産の運命と申しますか、その法的地位と申しますか、そういうものはその所在する外国の法令のもとにあるわけです。したがって、外国の法令においてその財産権の基礎が失われた場合に、日本の国民がそれを争うことができるかどうかということになりますと、それはその国の国内法の問題になります。いま現在問題になっておりますのは、そういう措置があったとして、そういうものについて外交上の保護をする地位を放棄してということであって、財産権自身を日本が、たとえば収用をしてそれを放棄したというのとは違うわけでございます。ところで、憲法の二十九条の三項によりまして、二十九条三項は、日本国がその公権力によつて収用した場合の規定であることは御承知のとおりでございます。したがって、政策上の問題とは別でございますが、憲法二十九条三項ということをお引用になりましたその点については、私どもは憲法上の補償、法律上の補償ということにはならないのではないかというふうに解しております。

○石橋委員 外務大臣は明確に言っているわけですね。外交保護権は放棄した、個人の請求権も実質的に放棄した、こう認めておられるのです。だから、あなたに聞いているのではないのです。もう法律解釈はわかっている。だから内閣、政府の責任を私は追及しているんです。法律的なことを聞いているんじゃない。とにかく所有権者の、請求権者の承認も何もなく、かつてに政府が放棄するということのような行為が許されるか。実質的に救済の道はないのです。回復しようとしてもその道はふさがれておるといふ説明までなされておるのです。

〔委員長退席、長谷川(四)委員長代理着席〕

そうしますと、これは当然国家の利益のために国民の財産が充たされたという、こういう解釈をとらざるを得ません。賠償が賠償でないかということとは争いのあるところでございまして、うけれども、とにかくその中に在韓財産、日本国民の財産というものが加味されておるといふことは、これはもう否定できないと思う、何とぞおやりとも。国の利益のために個人の財産が犠牲になっているのです。当然これは補償の問題が出てくると思ひます。いかがですか、外務大臣。総理大臣がおいでなら総理大臣に聞きたいのですけれども。

○椎名国務大臣 個人の請求権を放棄したという表現は私は適切でないと思ひます。高辻法制局長官が言ったように、政府がこれを一たん握つて、そしてそれを放棄した、こういうのではないのであります。あくまで政府が在韓請求権というものを対して外交保護権を放棄した、その結果、個人の請求権というものを主張しても向こうが取り上げない、その取り上げないという状態をいかにともできない、結論において救済することができない、こういうことになるのであります。私がもしそれを放棄したというふうな表現を使つたならば、この際訂正をいたします。

それで、これに対する何か補償権というのが一体どうなるかということにつきましては、私は法制局長官の解釈に従いたいと思ひます。

○石橋委員 これは総理にお伺いしたいところなんです。あなたは先ほど、実質的に放棄したと言つていいのかと言つたら、そういうことになるのはつきりおっしゃいました。それはもう正直な答弁ですよ。外交保護権は放棄したけれども、個人の請求権は残つておると言つてみたところで、それは韓国に対して訴訟を起こして回復しよう、その道は閉ざされておる。実質的に放棄したことになる。間違いないやありませんか。それなのに補償の義務はないという、そういう議論は成り立たないと思ひます。これは総理が来てから私それでは確認をすることにいたしました。閣連の申し入れがありますから譲ります。

○長谷川(四)委員長代理 閣連質問の申し出がありますので、これを許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 先ほどの法制局長官のお答えの中で、私、どうしても納得のいかない点がございますので、はつきりさせていただきたい。それはまず第一に、韓国にあつた日本人の財産は、アメリカの軍令三十三号でこれを取得されたわけなんです。没収はされておられません。取得をされました。しかし、その後この軍令三十三号は国際法違反であるといふことはこの場でお認めになったわけなんです。その後におきまして、今度はその財産というものが米韓の間の協定、一九四八年に結ばれた協定によつて韓国に移譲されたわけです。五条で移譲されております。しかし、その六条において、はつきり言つておることは、法的にはつきりしてある財産というものは、その人の申し出があるまでは韓国がこれを管理すると言ひ、さらにまた、もしも韓国と日本の間に特別の処理をきめない限りは、所有者がいれば必ずその所有者に返るといふことがはつきり言われているわけです。もしも特別の取りきめがあれば所有者にはいかなうで済むけれども、特別の取りきめがない限りはその所有者に返るといふことがはつきり六条で示されてあるのです。だとするならば、先ほど法制局長官がおっしゃいましたところの在外財産は向こうの措置である、しかもこの在外財産の法的地位とい

うものは外国の法令のもとにある、こういうことをおっしゃつたわけですね。そうすると、外国の法令では、はつきり米韓の間に日本人の財産というものは守られておるんだ、申し出があれば正當なものは返さなければいけないのだということがきめられてあるわけです。そういうことを無視して財産権がないとおっしゃるのは私はおかしいと思ひます。その点ははつきりしていただきたい。

〔長谷川(四)委員長代理退席、委員長着席〕

○高辻政府委員 先ほど申し上げましたように、日本の在外財産、これはどこにあつても同じでございますが、その日本の財産の運命と申しますか、その法的地位が当該財産の所在する外国の法制によつて運命が決するということは、これは一般理論として言うまでもないところだと思ひます。ところで、軍令三十三号の処理の効力を承認する、この解釈問題にかかるかもしれません。これにつきましては、外務当局から先ほどお話を承りましたような経緯を経まして、その効力を承認するということによつて、日本の国民の財産については、その処理の効力を承認するということと運命がきまつておるといふようなことになる、それが外交保護権の放棄そのものではあるけれども、それ自体の運命は実はそういう協定によつて決せられておる、こういう解釈になるわけでございますので、結果は同じことになるのではないかとと思ひます。

○戸叶委員 私が申し上げた質問に対してのお答えになつておられません。私が伺ひたいと思ひましたのは、一九四八年の九月の十一日だったかと思ひますが、米韓の間に協定を結んでおります。その協定の五条によつて、アメリカが取得したところの財産というものを韓国に移譲したわけですね。トランスファーしたわけですね。没収してない。それを没収してやつたんじゃないかというこの証明には、六条にはつきり示されてある。法的にきちんとした財産というものはしばらく預かつておいて、そして申し出があればこれを返すのだ、しは

らくの簡管理しておくのだということが六条にある。しかもその次にあることは、別途の特別の取りきめがない間は日本のものであるということのはっきり示されてあるのです。いいですか。そういうふうな国内の法律でできるといいますから、向こうの国内の法律でできるといいますから、韓国はこれを知っているはずなんです。知っていたら、このとおり守ってもらいたくないじゃないですか。それとも、日本人個人とそれから韓国政府との間に特別の取りきめをしたのですか。してないはずで。個人個人がしてないはずで。

○藤崎政府委員 軍令三十三号の解釈につきましても、米政府からも明瞭な発表があるわけでございますので、疑問の余地はないと思います。この米韓協定の第六条は、この文言にもございまして、韓国にありまして戦勝国、つまり連合国の国民の財産について日本側が戦争中に何か措置をとっておいて、それを日本の財産だと思つて韓国に渡しますと、連合国の国民が不利益をこうむることになりますので、その点についての注意を喚起したものでございます。

○戸叶委員 そんなことを言つちやいけませんよ。六条には何と書いてあります。大韓民国政府へ移譲された財産は、正当な所有者が適当な時日内に返還を請求し、同所有者に返還されるまで大韓民国政府はこれを管理するとあるじゃありませんか。大韓民国政府に移譲された財産はです。アメリカはこれのときに軍令三十三号を出したけれども、自分は間違つたことをしているといふことを知っているから、意識してこういうものを出しているのですよ。それで全部韓国へなすりつけているのですよ。それが一つ。

もう一つは、私は関連ですから全部まとめて言いますが、この前私がここで指摘をいたしましたように、日本の国会におきましては、この平和条約のあとにおいてさても岡崎さん、あるいは中川さん、あるいは高橋条約局長、日本の個人の韓国へ置いてきた財産はあるといふことをはっきり言つております。私は速記を持っておりまして

ども、そういうことを言つていられるはずなんです。だからそれはなぜかといへば、韓国に財産があつたのだという解釈で、そして一九六一年、池田さんと朴氏と両方でもつて、こうやっていたのでは解決できないから、何とか法的地位の根拠のあるものだけにしようという話になって、その翌年、金・大平メモで政治的に解決しようといふふうになつたわけだと思ひます。歴史を見ますと、ですけれども、その間において一体いつ日本人の韓国に置いてきた財産がなくなつたかといふことは、みなふしぎでしかたがない。うやむやのうちに消えちゃつてゐるんですよ。いやくも日本人の個人の財産までこういう形でうやむやにされる。しかも国会においてはあつておいて、これは許すべからざることであると私は考えます。

○藤崎政府委員 最初アメリカと同様の解釈をとつておられるが、日韓交渉のある段階においてこれと違つた解釈をとつたといふことは、この間戸叶委員に申し上げたとおりでございします。しかし、アメリカ解釈と同じ解釈をまたとるようになつて以後において、日本政府当局の者が日本国民の財産、権利、利益がそのまま残つていゝとお答えしたはずはないはずであると、かように考えます。

○石橋委員 それでは、やはりいままでの外務省の国民に対する説明というものをここで少し取り上げなければ結論が出ないと思ひますから、読み上げてみたいと思ひます。これは外務省情報文化局が出しております「世界の動き」特集号の六であります。そのまゝ読みます。「わが国が韓国に請求しているのは、そのうち私有財産の返還である。それは私有財産尊重の原則が、歴史的にいつの時代にも認められてきた原則であるし、また朝鮮からの引揚者の利害がこの問題と密接に結びついているからである。しかも、日本人が朝鮮に残してきた財産は、はるばるわが国から渡鮮して三十余年の長きにわたり粒々辛苦働いた汗の結晶にほかならない。」、いいですか。これは外務省の文

書ですよ。途中省略します。「或る人の計算によると、終戦当時朝鮮には日本人の私有財産(すなわち国有財産や公有財産は別として、個人財産と私企業財産だけの合計)は約七百三十億円あつたといふことである(當時は一弗は約十五円であつた)。今かりに、その中の六〇パーセントがいわゆる「三十八度線」の北側にあり、四〇パーセントだけが南側にあつたと仮定して、しかもさらにその六五パーセントが戦災で滅失したと推定すると、現在韓国内には約百億円の日本人私有財産が残つてゐる計算になる。その他にも、帳簿尻の清算などを勘定に入れると日韓相互の請求権は次のようになる。日本が韓国から受け取るべき額約一四〇億円、日本が韓国に支払うべき額約一二〇億円、差引受取額約二〇億円、そこで、かりに韓国の主張の通りに、日本は韓国に対し請求すべきものは一銭も無く、請求権の問題といふものはもつぱら韓国が日本から受取る額の問題にすぎないといふことであれば、この人の計算に従えば、終戦当時の金で二二〇億円を日本が韓国に支払わなくてはならないことになる。在韓財産の一切切合をファイにした上に、さらにこのような巨額を支払うといふことは、わが国民の決して納得しないところであらう。この外務省の見解こそ現在の日本の国民の気持ちじゃないですか。これはそれじゃ、うそだといふんですか。

○藤崎政府委員 ただいまお読み上げになりましたのは、昭和二十八年十月二十二日の情報文化局長の談話でございまして、これは先ほど来申し上げておりますように、日韓交渉のある段階において米韓協定も、平和条約締結の際の国会で御説明申し上げました政府の見解とも違つた、一番日本に腹いばいの主張を韓国との交渉の上でやつておつた段階の発表でございします。いまの見解とは違ひます。

○石橋委員 これは外務省の当時の正式見解であるといふことはお認めになつたから、それでいいです。そこで、外務大臣にお聞きするのです。この当

時の外務省のこの主張、これこそはまさに日本国民感情にびつたりだといふことです。特に、いま熱心に運動しておられまゝところの引き揚げ者の諸君の気持ちにびつたりしたものがこれだといふことなんです。この見解がいつの時点にどのような経過を経て変化を見たのか、これがいま問題になつてゐるのです。少なくともこれが筋なんです。本論なんです。しかし、それを變更せざるを得ない条件があつたといふならば、いつの時点、どのようなものによつて解決したのか、變更があつたのか。これは外務大臣が答える責務がございします。

○権名内務大臣 相当日本も悲惨な敗戦を喫して立ち上がったばかりでございまして、この韓国に對するいろいろな考えといふものはかなり複雑多岐なるものがあるものであつて、それは一面の露骨であるといふことは私も了解し得るのであります。それだけをもつて今日の結末に達することはできないのであります。いろいろな角度から、この両国の長い間の歴史的関係等を考慮いたしました結果、今回の条約の調印を見たような次第であります。

○石橋委員 私、そのまゝこれを読み上げたわけですから、これが当時の外務省の態度、ここから平和条約第四條の(ハ)が平和条約発効の時点で解決したなといふ結論がどうして出てきますか。妙な法律論にすりかえないでください。少なくとも第四條の(ハ)項から出てくる見解といふものは、當時述べられておつたこれであるはずで、それが何らかの事情で變更を見ているのです。そのことによつてたゞさんの引き揚げ者がたいへんな損害をこうむつておるのです。その人たちに對して親切な説明をするのは政府の責任じゃないですか。こういう理由で考えを變更したのだから、こゝろ態度があつてこそ政治と言へるんじゃないですか。總理が来なければ答へられないのでしたら、こゝで待つてもいいですよ。外務大臣答へられないのですか。總理大臣が来なければ。

○椎名国務大臣 いま申し上げたような状況下において、全くもう廢墟の中から立ち上がって、そうして一時は食うや食わすの状況でありました。だんだん立ち上がりをしてまいりましたのであります。韓国との折衝過程においていろいろな複雑な議論というものが生じたという、一つのそれはまあ断断を物語るものだとは思ってあります。そういう事情もあったということを十分に考慮に入れて今回のような結論に到着したわけでありました。

○石橋委員 実際の利害関係者がそれで納得いきますか。外務省が、先ほど読み上げたような態度でがんばってこれおるときこそ、ああやはり政府だ、われわれ国民のことをよく考えてくれてがんなってこれおるときこそ、感謝しております。それを、何の相談もなしにいつの間にか消えちゃった、あれは交渉のかけ引きにちよいと言っただけです、そんなことで済みますか。少なくとも、それではどの時点でどのような取りきめによってこういう考えが放棄されたのか。そこからひとつ説明してください、外務大臣。

○椎名国務大臣 米國解釈をとって、そうして一切の請求権はこれを主張しないということになったのは三十二年になってからであります。そのいきさつにつきましては条約局長から申し上げます。

○石橋委員 いいです。いいです。もう法律的にごちゃごちゃ言うとかわからなくなるから、お互いにみんながわかるようにひとつやりましょう。三十二年というのは、この平和条約第四条の解釈に関する米國政府の見解を伝えた在日米國大使の口上書及び昭和三十三年十二月三十一日付日本国外務大臣と大韓民国代表部代表との間に合意された議事録のうち請求権に関する部分、これですね。

○椎名国務大臣 さようであります。

○石橋委員 この時点で個人の財産権まで日本政府は放棄を認めた、一つはこういうことですね。そして、後段において、ただし「平和条約第四条(四)に定められているときめを考慮するにあつた

て関連があるものである」、すなわち韓国が日本に請求しておるものと関連があるものである、こういう二つの柱にささえられた口上書であるというところもお認めになりますね。

○椎名国務大臣 大体さうでございます。

○石橋委員 何で大体なんて言うんですか。そうしますと、この前段において、個人の請求権、財産権まで日本政府は放棄した、昭和三十三年の十二月三十一日のこの時点で、しかし、韓国の対日請求権との関連の上で考慮する、こういうことになった。これは明らかに日本政府はこの時点で韓国の対日請求権との相殺のために日本国民の在韓財産を振り当てたということになるじゃありませんか。それを認めたということになるじゃありませんか。その点、外務大臣いかがですか。

○椎名国務大臣 しかし、その後韓国の対日請求権というものを兩國の間で突き合わせてみたのであります。何しろ、法律上の根拠あるいは事実関係、非常に不明確である。時間もたつており、その間に朝鮮事変というものがあつて、これをいかに追求しても結論に到着することはむずかしいといふので、これはあきらめて、そうして、別に経済協力、無償・有償合わせて五億ドル、その経済協力を行なうことともに、それと並行して対日請求権はこれを終局的に完全に消滅させるということになったのでございますから、その関連の問題はもはやなくなつた。しかし、法律上の関係はありますけれども、経済協力をするとする問題にいたしますと、やはりその問題を念頭に置いて問題の処理をしたということは、これは言えるだらうと思ひます。

○石橋委員 そうしますと、やはり関連があるわけですね。有償・無償五億ドルという額をきめるにあつて、日本国民が朝鮮に置いてきた財産といふものを十分に念頭に置いてその金額をきめた、そういう意味で関連があるわけですね。

○椎名国務大臣 関連と言ふと語弊があります。それを念頭に置いてかような処理をした。あくまで経済協力は経済協力でありまふ。さうい

解釈しております。

○石橋委員 念頭に置いてという表現を使われるわけですね。関連があるじゃありませんか。有償・無償合わせて五億ドルの援助をしよう、その金額をきめるにあたりまして、日本の国民が朝鮮に置いてきた財産といふものを念頭に置いて金額をきめた、関係があるじゃありませんか。それだけの財産がそこにあつたからこそ五億ドルで済んだということになるじゃありませんか。そうしますと、引き揚げ者の人たち、財産を韓国に置いてきた人たちは、自分たちの財産といふものを國益に供したことになるのです。これは間違ひありません、いままでの一つ一つのお答の中から。

總理大臣はいま来られたので、経過を簡単に説明しますけれども、とにかく、日本の外務省としては、個人のいわゆる私有財産、朝鮮に置いてきた私有財産といふものは、これはあくまで返してもらわなければいけませんという立場を主張しておられた。これは、私が外務省の文書を読んだら、それのとおり承認いたしました。この私有財産を返してくれ、こういう政府の姿勢は、すべての日本国民の共感を受ける正しい姿勢であつた。それがいつの間にか変わつてしまつた。いつ変わったのかと聞いたら、昭和三十三年のアメリカの大使の口上書と日本の外務大臣と韓国代表部代表との間に合意された議事録のうち請求権に関する部分、すなわち昭和三十三年十二月三十一日のこの取りきめの時点において考えが変わつた。もう請求しないということにした。個人の財産も請求しないということにした。ただし、平和条約第四条においていろいろと処理をしなかつた。取りきめをしなかつた。その場合に、考慮するにあつて関連があるものだ。すなわち、在韓日本国民の財産といふものを頭に置いて、そうしてやりなさいということ、日本、アメリカ、韓国の三国の間で合意に達した。そうすると、少なくとも有償・無償五億ドルという金を日本が援助として、名前はどうあろうと、援助として韓国にや

るといふ場合に、五億ドルで済んだのは、たくさん日本人の私有財産が朝鮮にあつたからだ、こういうことになる。これは間違ひないかと。それから、外務大臣は間違ひないと言ひ。それを念頭に置いてやつた、こうおっしゃる。そうすると、在韓財産を持つておられる日本の国民としてみれば、國の利益のためにおれたちは財産をみんな出したのだから、その分だけめんどうを見てくださう、こう言つてくるのは筋です。そのほかに方法がないのです。もう一つの方法は、韓国に対して、韓国の裁判所に訴えて返してくれという方法があるのですが、これは実質的に不可能だといふ答弁も政府はしておられる。この放棄したことによって、口上書と合意議事録によって不可能になつておる。それから、向こうの国内法で不可能になつておる。当然日本政府に補償の義務が私は生ずると思ひます。これはいま在外財産問題審議会で審議しておることは、私百も承知です。しかし、少なくとも政府としては、何とかしなかつた。なぬという気持ちに立たなければ、これは国民は納得しない。特に引き揚げ者は納得しないといふことを申し上げたいのです。この点、總理大臣の決意のほどを表明していただきたいと思います。

○佐藤内閣總理大臣 韓国にあつた邦人の個人の財産の問題、これは、私がちやうど不在中にいろいろ議論があつたさうですが、ただいま石橋君が御理解していらつしやるように、また外務大臣が申し上げたように、三億、二億、これは結局こういうものを念頭に置いてきまつた、かように申し上げておる。その念頭に置いたことが法律的な義務を生じておるかどうか、これについては、法制局長官から、憲法上の問題はないと、かように答へたと思ひます。私は、いわゆる法律論としての法律上の問題ではこれはないのだ、その点は明確にいままでの経緯から説明されたいと思ひます。しかし、こういう問題、あるいは平和条約から見ましても在外資産につきましてはいろいろの問題が残つておるわけでありまふ。いわゆる法律的な問題としては一応片がついておる、かように政府は

と、名前はどうかあろうと、援助として韓国にや

と、名前はどうかあろうと、援助として韓国にや

と、名前はどうかあろうと、援助として韓国にや

と、名前はどうかあろうと、援助として韓国にや

考えておりますが、一般的にいわれる在外資産をいかに処理すべきか、またどういふような実情にあるか等々につきまして、いわゆる在外財産問題審議会というものができておる、そうして、ただいまそちらのほうでいろいろ研究しておる、かような状態にあることも石橋君御承知のことだと思ひます。政府自身は、ただいまの法律論、法律的な問題、いわゆる憲法上の問題として処理するのではなくて、一般的に問題として、こゝろをいかにするかというその調査をまずして、そうして、その結論を出すという態度でございます。

○権名國務大臣 補足して申し上げますが、請求権をこれに振りかえたという趣旨に私は申し上げたのでありません。念頭に置いて請求権問題を処理した。やはり、もと一國をなしておつた韓国が独立をしたのであります。日本の財政事情も考慮しながら、新しく充足する韓国というのに対して、お祝いと云つては語弊があるが、りっぱに育つようにといいことで、主としてこの経済協力の問題は考えられておる。

私が申し上げたいのは、第二次大戦後に旧植民地がずいぶん分離いたしました。そうして新しい独立国となつたその際に旧宗主国がどういふことをやっておるかということ、私はこの際御参考までに申し上げてみたいと思ひます。

イギリスであります、旧英領諸島の独立に際して行なつた援助がまずあげられると思ひます。すなわち、イギリスは、これら諸島の独立の際に、経済開発援助その他の資金供与などによりまして、これまで十二カ国に対して合計約十四億ポンド、三十九億ドル、約四十億ドルの援助を行なつたのであります。このうち大きなものとしては、インドに対する十億四千五百万ポンド、パキスタンに対する一億二千万ポンド、セイロンに対する一億ポンド、ケニアに対する五千五百万ポンド等がおもなるものでございます。

それから、このほか、フランスの旧仏領諸島の独立にあつて、それらの国との長期的経済友好関係の維持継続をはかるために経済協力協定を締結いたしましたのであります。これらの協定には資金協力を約束したものが多く、フランスが独立した旧仏領諸国に対して一九六〇年から一九六三年までに供与した援助額は二十一億ドルに達しておる、こゝろの状況であります。この点を御参考までに申し上げます。

○石橋委員 私はもう資料を持っています。聞きもせぬことを長々とおやりになる。肝心なことはあんまり言わぬ。あなたの方で出したいなら出ておきます。「日韓予備交渉において両首席代表間におき、昭和三十三年十二月十日」、これを見て、大綱につき意見一致を見ている請求権問題の解決方式、昭和三十三年十二月十日、これを見て、はつきり書いてあるじゃないですか。三億ドル、二億ドルというものをきめたときに、「上記無償、有償の経済協力の供与の随伴的な結果として、平和条約第四條に基づく請求権の問題も同時に最終的に解決し、もはや存在しなくなる」と日韓間で確認される。もう相殺していることははっきりしているのです。

そこで、総理大臣に最後にこの問題についてお尋ねしておきたいことは、この問題は、本来ならば直接政府が判断をして対処すべき問題であつたと私は思ひます。しかし、いまはもう審議会にかけておる。その審議会が補償すべきという結論を出した場合には、必ずこれを実行される、このことを声明なさらないと、関連を持つておる方々はこの条約、協定に非常な不安を持つておりますから、ぜひひとつ言明しておいていただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 もちろん、審議会の答申といひますか、あるいはその調査の結果につきましては、これは尊重したいと思ひます。尊重しなければならぬ、かように思ひます。そういう場合に、政府は政府の責任においてこれを処理していくという態度でございます。

○石橋委員 それじゃ、問題を移します。いままでいろいろと質疑をいたしました。その中でも何度も總理はおっしゃつておられるわけですが、日本政府としては南北朝鮮の統一を妨害する

とか阻害するとかいふようなことは毛頭考へておらぬ、こゝろのことをしきりに力説しておられます。しかし、そういうことばの裏で、朝鮮民主主義人民共和国を法的に無視すると言われるならば、それはもうそのとおりだということも言つておられます。それから、質疑の中でも、実際には北の国といふものを交えなければ完全に処理できないやうな問題がありながら、韓国との間だけで何とかしてしまおうといふやうな問題のあることもはっきりしてまいりました。とにかく、この条約が発効すれば、日本と北のほうの部分の国とまうくいく条件というものは、どう見てもないわけですが、悪化する条件があつても、これが今後よくなるだろうといふやうな、そういう見通しを持つことは全然できないと思ひます。現に、韓国のほうでは、韓国の總理大臣はどんなことを言つてゐるかというと、ずいぶんひどいことを言つてゐるのです。『韓日国交が正常化されたことによつて、わが政府や国家全体が力を合わせ、北韓の外交関係を増加するのを、われわれが優先権を握つてこれを妨害するのには最善を尽くすべきであり、また、文化的に交流するのを、われわれが最善を尽くして防ぐべきである。』これは丁一權總理が八月十四日の韓国の本会議で述べたことばであります。ほかの部分も、私、たくさんここに控えてきております。向かうのほうでは、とにかく、この日韓条約が発効したら、日本と北の間の問題といふものを何があつても妨害するのだ、こゝろのことを言つてゐる事実といふものは御承知でございます。

か。總理が、南北統一といふことを言つておられると、か妨害しようとかいふ気持ちは毛頭ないといふことを何度もおっしゃつておられるので、それでは、向かう側はこゝろを言つておられますが、御承知ですか、こゝろ總理にお尋ねしておるわけですが、

○佐藤内閣総理大臣 いま丁一權總理がどういふことを言つたといふやうな話でございます。また、金日成がどういふやうにしゃべつたといふやうなことも新聞で伝えてありますが、これはまあ外国の問題です。それから、あまりとやかく議論しないほうがいいのだと思ひます。私は、ただいまお尋ねになりました韓国、朝鮮の単一国家、この実現を――まあ石橋君もさういふものが出現すること、これは希望しておられることだと思ひます。私もそれを希望しておるのですが、今回の条約自身は、御承知のように、北の部分についてはこの条約では何も取りきめてない。これは先ほど来のお話で非常に明らかになつたと思ひます。私はしばしば申し上げるのだが、北の部分については白紙でございます。今回さういふことについては何ら取りきめをいたしてありません。こゝろのことを申し上げておられますが、ただいまのお話から、もしも北と、それから韓国と、両方を承認しようといふやうな御議論でありますならば、それこそその単一国家の実現をはばむものじゃないか、私はそれを非常に心配する。だから、ただいま単一国家の実現を心から願つておるというその立場におきまして、どういふ処置をとるのかがいいの、これが、ただいま言われるやうに、韓国を承認するのか、あるいは北を承認するのか、こゝろのこと、石橋君の話も交つた結論になるのじゃないか、私はかように思ひます。私も韓国を承認するといふ、これはもう最初から平和条約以来ずっと交渉相手にしておる。ところが、北を承認した二十三日国です。これら二つの国々は、北を相手にして交渉して、そして韓国を相手にしておらない。だから、この点をばつきり明確にしておかないと、ただいまの御説明になりましたが、私も韓国が南北の統一をはばむものでない、このことも関連のあるものでございまして、また、どういふ立場において日本がただいまの韓国と交渉を持つか、また、北の部分についてどういふ考え方を持つておるか、これの理解がなかなかいかにくだらうと、かように思ひますので、よけいなことだつたと思ひますが、お答えしておきます。

○石橋委員 私は、總理が南北の統一をほんとうに願うならば、この際、統一の方式などというものはあまり条件となさらないほうがいいの

問題ですから、あまりとやかく議論しないほうがいいのだと思ひます。私は、ただいまお尋ねになりました韓国、朝鮮の単一国家、この実現を――まあ石橋君もさういふものが出現すること、これは希望しておられることだと思ひます。私もそれを希望しておるのですが、今回の条約自身は、御承知のように、北の部分についてはこの条約では何も取りきめてない。これは先ほど来のお話で非常に明らかになつたと思ひます。私はしばしば申し上げるのだが、北の部分については白紙でございます。今回さういふことについては何ら取りきめをいたしてありません。こゝろのことを申し上げておられますが、ただいまのお話から、もしも北と、それから韓国と、両方を承認しようといふやうな御議論でありますならば、それこそその単一国家の実現をはばむものじゃないか、私はそれを非常に心配する。だから、ただいま単一国家の実現を心から願つておるというその立場におきまして、どういふ処置をとるのかがいいの、これが、ただいま言われるやうに、韓国を承認するのか、あるいは北を承認するのか、こゝろのこと、石橋君の話も交つた結論になるのじゃないか、私はかように思ひます。私も韓国を承認するといふ、これはもう最初から平和条約以来ずっと交渉相手にしておる。ところが、北を承認した二十三日国です。これら二つの国々は、北を相手にして交渉して、そして韓国を相手にしておらない。だから、この点をばつきり明確にしておかないと、ただいまの御説明になりましたが、私も韓国が南北の統一をはばむものでない、このことも関連のあるものでございまして、また、どういふ立場において日本がただいまの韓国と交渉を持つか、また、北の部分についてどういふ考え方を持つておるか、これの理解がなかなかいかにくだらうと、かように思ひますので、よけいなことだつたと思ひますが、お答えしておきます。

○石橋委員 私は、總理が南北の統一をほんとうに願うならば、この際、統一の方式などというものはあまり条件となさらないほうがいいの

じゃないかと思うのです。必ず国連方式というところをおっしゃるのですけれども、朝鮮の問題に関しては、国連は戦争の当事者なんです。こういう条件のあることを念頭に置かねないと、国連方式で統一というのをしていることは、これは実現不可能というところにもなりかねないわけなんです。だから、ほんとうに統一がいいのだ、希望しているのだというならば、国連方式などというのを言わないで、話し合いによる平和的な方法でやるならばいかなる方法でもいい、統一してもらいたいという気持ちを持つている、こうお考えになりますか。それならば一致します。

○佐藤内閣総理大臣 残念ながら石橋君の御意見に同意するわけにまいりません。私は国連を引き合いに出したと、かように申されるが、国連こそはこの世界における唯一の平和機構でございます。だから、やはり国連方式。また、国連自身が權威を持つておる。その立場から見ますと、この国連方式というものは、ただ単に参考にするべきようなものでなしに、これはやはり、これを採用するかしないかというところは重大な問題だ、かように私は思っております。

○石橋委員 これは、幾ら言っても、意見の違ふということを経理おっしゃっているのですから、これ以上申しません。

そうしますと、今度の日韓条約、日韓条約、諸協定の成立というものは、決して軍事的な要素を持つておられぬという、そういう御説明に対して、私はお尋ねをいろいろしてみたいと思うのです。まず第一に、これまた、韓国のはうではことごとくに、反共体制の確立、これができるのだということをおっしゃっております。これも私たくさんここに控えてきておりますが、長くなりますから、韓日会議白書の一最後の結論のところだけ読みたい。韓日間の国交正常化は、単にわれわれにだけ関係のあることではなく、激動する国際情勢、とくに極東における反共堡壘を強化するためには是が非でも実現すべき命題であることにかんがみ、当事国である日本を初め、アメリカ、ひいて

はドイツ等の自由友邦諸国のこれに対する要請も高まっている。同時に韓日間の国交正常化によって、韓、米、日の三角関係の連帯を強化して、国際的な経済協力体制を促進させ、国家的には勝共統一のための自立経済体制の確立と経済的繁栄を成就する基礎が築かれるというところは、誰も否認出来ない事実である。」「こういふふうに明確に言っております。国会におきますと一権総理、李東元外務大臣、一貫してこういふ立場をとって説明をしておられます。反共堡壘、あるいは日本の経済援助によって韓国の力が強くなつて、勝共統一ができる、こういう考え方を韓国のほうでは終始主張し続けておるわけです。日本側では否定しておりますけれども、向こうでは堂々と述べております。とにかく、ここで言いたいことは、いま世界の焦点はアジアです、私に言わせれば、ことはアジアの年です。残念ながら、いい意味じゃないんです。世界じゅうの紛争がアジアであつちこちで火をふいていいます。まことに情けない状態ではございいますが、そういう意味でのアジアの年です。その危機は一体何が原因か。たどつていけば、結局アメリカと中国というものが出てまいります。そして、このアメリカにつながる軍事同盟を持つた国として韓国が浮かび上がつてきます。台湾が浮かび上がつてまいります。日本が浮かび上がつてまいります。東の共産の側もそういうことになつてまいります。この中でも特に、本来ならば一つの国であるべきところが大国の恣意によつて不自然に分割されておるという部分が最も危機的要素を多く持つております。朝鮮であり、ベトナムであり、台湾です。非常に対立が激しい。その対立の激しいところで日本はどちらを支持していますか。どちらと結んでおりますか。これはもう明白でございます。対立する大きな二つの力の中にあつて、日本は片一方の陣営のアメリカと安保条約を結んでいるのです。韓国もアメリカと軍事条約を結んでいるのです。台湾も結んでいるのです。この白書にもいわれておるように、ここで三つの国が軍事的にも結束を固めることができた、こう言うのも

決してゆえなきことではないかと私は思います。時間が急がれておりますから、私は、その点では意見を述べるにとどめて、質問に入ります。八月十日の韓国の特別委員会におきまして、丁一権総理は、「韓国に駐屯している国連軍は国連決議によつて派遣されており、また再び南侵があるときには即時自動的に報復をしなければならぬ義務を持つてゐる」こう述べておりますが、これは間違いない、こう判断されますか。

とは――軍事体制は使われないが、それと聞き間違ふような、いわゆる反共体制ということばで、そうしてこれを軍事体制に結びつけられることは、私はごめんこうむりたいのです。国民は十分この点を明確にして理解してもらいたい。だから、同じように石橋君が言われるけれども、私はそこは違つておる。私は共産党はきらいだけれども、いわゆる反共軍事体制、そういうものはつくつておらない。はつきり申し上げます。

○佐藤内閣総理大臣 いまのお尋ねになりましたことは、これは、国連軍の韓国に駐留している目的が、南侵があればこれを守るということ、こういうことだと思ひます。

ただ、先ほどの問題で、少し誤解を受けると困りますから、一言私は、お尋ねではございせんが、お答えしておきたい。それは、いわゆる反共体制ということばです。反共体制――なるほど私は共産党はきらいなんだから、そういう意味で、いつも申し上げるうちに、日本の国は民主主義で、そして自由主義で、この国をりっぱにするんだということをいつも言つておる。だから、私は、そういう意味で反共だといわれることはたいへん光榮に思ふ。ただ、問題になりますのは、反共体制ということばでなしに、反共軍事体制というのが問題なんです。軍事という二字があるかないかでたいへん違つてくるのです。だから、国民自身は、先ほど来言われる反共体制ということばの中に、軍事という、反共軍事体制、こういうことに誤解をされないことを私は希望するので、しばしば社会党の方は、いわゆる軍事的に入るんだ、かように言われますが、それならば、諸君がしばしば主張するところの日本の憲法はどうなるのですか。日本の憲法は、はつきり、紛争を武力解決しないのだ、戦争を放棄したんだ、こういうことをいっているじゃないですか。また、自衛隊法は、はつきり自衛隊の目的というものを明確にしておる。こういう法律があるにかかわらず、特に軍事体制、かようなことばを使われるこ

問題は、またそのあとにこういふのがあるのです。「日本が国連における自由陣営国家の一員であるならば、国連軍のワクの中で、継続してこのような事態が到来するならば貢献するものと予想されます。」こういふことを言つております。すなわち、再び南侵があつたら、韓国における国連軍は直ちに自動的に義務を果たす、その場合に日本は、国連支持であり、自由主義陣営の一員であるから、この国連軍のワクの中で、継続してこのような事態が到来するならば貢献するものと予想されると言つておりますが、この点についてはいかがお考えですか。

○佐藤内閣総理大臣 いまの国連軍に協力するということが、軍事的にのみ、あるいは派兵することか、かようなふうに考へていらつしたつたら、日本は憲法並びに自衛隊法でさうなことはございせんから、派兵はいたさないということがわかるわけなんです。ただいま、国連に協力というやうな意味では一体どうなのかということですが、いわゆる吉田・アチソン協定、覚え書きですか、交換公文、さらにまた、それを受けた岸・ハーター交換公文というやうなものがある。こういふことで、いわゆる軍事的な積極的な派兵というやうな問題ではございせんが、その他の事柄におきまして、私どもが国連の目的遂行に容易なように協力することはあり得る、かように理解していただきたいと思ひます。

○石橋委員 それでは、いま私が丁一権総理のことばをそのまま用ひまして、このとおりかと言つたら、このとおりだとおっしゃつたわけですが、問題は、またそのあとにこういふのがあるのです。「日本が国連における自由陣営国家の一員であるならば、国連軍のワクの中で、継続してこのような事態が到来するならば貢献するものと予想されます。」こういふことを言つております。すなわち、再び南侵があつたら、韓国における国連軍は直ちに自動的に義務を果たす、その場合に日本は、国連支持であり、自由主義陣営の一員であるから、この国連軍のワクの中で、継続してこのような事態が到来するならば貢献するものと予想されると言つておりますが、この点についてはいかがお考えですか。

○佐藤内閣総理大臣 いまの国連軍に協力するということが、軍事的にのみ、あるいは派兵することか、かようなふうに考へていらつしたつたら、日本は憲法並びに自衛隊法でさうなことはございせんから、派兵はいたさないということがわかるわけなんです。ただいま、国連に協力というやうな意味では一体どうなのかということですが、いわゆる吉田・アチソン協定、覚え書きですか、交換公文、さらにまた、それを受けた岸・ハーター交換公文というやうなものがある。こういふことで、いわゆる軍事的な積極的な派兵というやうな問題ではございせんが、その他の事柄におきまして、私どもが国連の目的遂行に容易なように協力することはあり得る、かように理解していただきたいと思ひます。

○石橋委員 憲法があるから海外派兵なんかあり得ないとおっしゃいましたが、従来の政府の説明を思い出しただきたいと思ひます。自衛隊の海外派兵は憲法上できないけれども、国連軍として活動する場合は別である、このように林法制局長官は答弁しております。また変わったんですか。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。

この国連軍の協力の問題でございますが、国連軍という場合にはいろいろな形のものがあることは御承知のとおりであります。武力の行使にわたる面であれば、これはむしろ憲法九条の容認するところでないことは確かでございます。同時にまた、武力の行使の面に全くわたらないという場合には、理論の問題としてはあり得ると思ひますけれども、やはり、南侵の場合にどうするということになれば、これは武力の行使を切り離しては考えられないと思ひますので、先ほど總理が仰せになりましたように、憲法九条はこれを許さないということになると思ひます。

○石橋委員 この点については、椎名外務大臣が、九月の二十三日、ニューヨークの記者会見において、「平和維持のための国連活動に自衛隊を海外に出すことをただいま検討中である」、こういうことを言つたというのが日本の新聞には載つたんです。しかも、昭和三十五年の四月二十八日の安保特別委員会におきまして、先ほど申し上げたように、林法制局長官は、全然国連軍として自衛隊が出ていく場合は別問題だと言つていらるんです。何だつたら読んでみましょか。当時の会議録の三三ページを開いてください。「かつて石橋委員にも私お答えしたことがございますが、いわゆる国連の決議あるいは国連軍あるいは国連警察軍という問題と海外派兵という問題は、これはおのずから私は別問題だ、これは私は可能だとは必ずしも申しませんけれども、いわゆる海外派兵の問題とは別問題として考えるべき問題である、かように考えております。」はつきり言つていますよ。だから、全然封じられていないんです、国

連軍としての活動は、純然たる海外派兵というものと区分けして、国連軍として自衛隊が動くという場合には何か幅があるんです。このことだけは間違いないわけですね。これは私、總理大臣にお伺ひしておきます。

○佐藤内閣總理大臣 先ほど来申し上げておるうちに、いわゆる法律論が――あなた、法律的な議論をお聞きになりました。これじゃなかなか満足されぬのかもしれませんが、それよりも、私も、實際問題としていかにこういう場合に処理するかというところが政治家として一番大事なことになる。私が先ほど来申し上げておるの、法律論がどうあると、また、先ほど来法制局長官も申し上げておるうちに、いわゆる軍事行動、戦闘行為はやらぬ、そういう場合はちよつと違ふというような議論で、私はだいたい話が違ふと思つておりますがね。

○石橋委員 時間を非常に急いでいるようですから、それじゃ、もう一つお伺ひします。

先ほど、南侵が始まつたら自動的に在韓国連軍は報復行動を起こすとおっしゃいましたが、その場合には戦場は朝鮮に限らぬということが国連軍によつて声明されておることを御承知でしょうか、總理大臣。

○佐藤内閣總理大臣 私はちよつとそれを記憶しておりますので、事務当局から説明させます。

○石橋委員 先ほど簡単に説明になりましたけれども、非常に重要な意味を持つていらるんです。私は北朝鮮のほうに侵入してくるかどうかわかりません。しかし、とにかく、そういう名目であらうと何であらうと、北が南に侵入してきた、その場合は在韓国連軍は直ちに発動できるように、行動できるように、毎年、毎回国連決議をやつておられます。そのことはお認めになりました。しかも、その場合は戦場は朝鮮半島に限らぬぞということを国連軍は言明しているのです。外務大臣、知つていますか。防衛庁長官、知つておりますか。これはどの重要なことをだれも知らないと言へないはずですよ。知つていらる方はひとつお答

えください。

○椎名國務大臣 どこでどういうふうにきまつてゐるのか、私は知りません。

○石橋委員 かくも重要なことを知らないでは、朝鮮問題に対処できないんです。それでは紹介いたします。これは、朝鮮戦争が休戦協定が結ばれて停戦になりました。そのときに、当時朝鮮に派兵をいたしました十六カ国がワシントンにおきまして共同政策宣言を発表しているわけですよ。一九五三年七月二十七日のことです。朝鮮休戦に關する十六カ国の共同政策宣言、私はここに持っていますけれども、時間をとりますから主要な部分についてのみ読み上げますと「われわれは、国際連合の原則に挑戦する武力攻撃が再発する場合には、世界平和のために再び団結し、急速にこれに對抗することを確認する。このような休戦協定の違反は重大な結果を招くものであるゆゑに、戦闘行為を朝鮮国境内に局限することは不可能とならう。こういう声明をしているんですよ。しかも、だれも知らないんです。すなわち、今度朝鮮で戦争が起きるようになったら、朝鮮から越えて中国の中に入つていく。休戦のそのときに共同宣言をやつていらるんです。これほど重要な問題だということを、これこそ念頭に置いておいてください。こんなことも知らないで、簡単に、南侵があれば在韓国連軍が動くのは当然です、日本もある程度の協力をするのは当然です、そんなことを言うから国民が心配するんですよ。

○椎名國務大臣 ただ、具体的にどこでどういふにきまつたかというところは知りませんでしたが、いまお読みになったことはここにありますが、これは当然のことだろつと思ひます。世界の、この極東の平和というものが脅かされる場合には、これに有効に対処するといふことは当然のことだと思ひます。

○石橋委員 今度あなたの方の言う北朝鮮が南侵してきたら、国連軍が直ちにこれに対抗する、そのときは朝鮮国境を越えて中国に行くのが当然だといふ。ほんとうですか。

○椎名國務大臣 まあ、そういう場合には、戦局が発展して、この地域だけの軍事行動では済まされなくなるかもしれないという政治的な見解をここに示しておるのである。でありますから、相手の出方がおとなしければ適當にやる。それから、なお平和と安全が脅威されるならば、それに対して有効な方法をとるということになるのであります。ただ、この場合は、あくまで防衛的な態度でこの問題を論じておる。

○石橋委員 この点について、鹿島守之助さんが訳した「アメリカと極東」という書籍の中に、シャノン・マキーンが解説をした文があります。そこにもはつきりと、戦争は朝鮮半島から中国本土にまで拡大することになる、そういう意味だといふ解説が加わつておるということをおし添えておきます。

それでは、次に最後の質問をいたします。韓国では、軍隊を出動してデモを鎮圧し、言論を封殺し、そして国会においては憲法違反の單獨採決をやつて、この条約、諸協定の批准を強行いたしました。日本におきまして、十月十二日のデモに対する警察官の態度などというものは、はるかに警備の限界を越えておるということが問題になりました。私は、ここで重大な警告をしておきたいと思ひます。

〔発言する者多し〕

○安藤委員長 御静粛に願ひます。

○石橋委員 警察は、中立公正、不偏不党、こういう立場を貫いていかなくちゃならない、これはもう當然なことだと思ひます。警察法の第二条第二項を引き合ひに出すまでもなく、第三条を引き合ひに出すまでもなく、不偏不党、公平中正ということは、これは警察の生命だと私は思ひます。この警察が、生命ともいふべき中立性を放棄して、特定の政党に奉仕して走狗となり下がるようなことがあつたら、たいへんだと私は思ひます。そういう意味合ひにおきまして、これからデモなどが盛んに行なわれるわけですから、今後厳正中正な立場で警察は行動をしておられ、今後

